

令和5年6月9日開会

令和5年6月19日閉会

令和5年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

令和5年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月9日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第30号～報告第3号の上程、説明、委員会付託	7
同意第15号の上程、説明、質疑、採決	11
同意第16号の上程、説明、質疑、採決	12
一般質問	13
森内哲也君	13
瀬角清司君	20
渡辺哲久君	25
松本健君	36
池田年夫君	47
川鱈実希子君	55
散会の宣告	62

第 2 号 (6月19日)

出席議員	63
------	----

欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	63
職務のため会議に出席した者の役職氏名	63
議事日程	64
開議の宣告	65
議事日程の報告	65
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	65
追加議案の上程	73
選挙第8号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	73
三宅町民に対して説明を求める意見書の上程、説明、質疑、討論、採決	75
閉会中の継続審査について	80
町長挨拶	80
閉会の宣告	81
署名議員	83

三宅町告示第67-2号

令和5年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

令和5年5月23日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和5年6月 9日 金曜日
午 前 9時30分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和5年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和5年6月 9日金曜日

11日間

令和5年6月19日月曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月9日 金曜日	午前9時30分	定例会開会 (一般質問)
第2日目	6月10日 土曜日		休会
第3日目	6月11日 日曜日		休会
第4日目	6月12日 月曜日	午前10時00分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第5日目	6月13日 火曜日		休会
第6日目	6月14日 水曜日		休会
第7日目	6月15日 木曜日		休会
第8日目	6月16日 金曜日		休会
第9日目	6月17日 土曜日		休会
第10日目	6月18日 日曜日		休会
第11日目	6月19日 月曜日	午前10時00分	定例会再開

令和5年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和5年6月9日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱒実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	喜多豊
教育長	大泉志保	みやけイノベーション推進部長	竹谷公秀
総務部長	森本典秀	住民福祉部長	宮内秀樹
健康子ども局長	植村恵美	まちづくり推進部長	岡橋正識
会計管理者	北村しのぶ	教育委員会事務局長	中谷亮一

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田中修三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員 川鱒実希子

4番議員 瀬角清司

令和5年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和5年 6月 9日 金曜日

午 前 9時29分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算について
- 日程第4 議案第31号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第32号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 報告第3号 令和4年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 同意第15号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第16号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第9 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さんおはようございます。

定刻の時刻となりましたので、始めたいと思います。

本日、令和5年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただきありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてをはじめとする議案3件、報告1件、同意2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、先週2日、梅雨前線と台風2号の影響で、奈良県北西部にも大雨洪水警報が発令され、本町でも危険レベル4相当に当たるとされ、河川がいつ氾濫してもおかしくない状態とされました。

そのような中、役場といたしましては、正午に文化ホールに自主避難所を開設、12時33分に高齢者等避難指示を発令、午後1時に災害対策本部を設置し、同時に自主避難所を広域避難所に切り替え、1時30分には町内全域に避難指示を発令し、災害対応に当たりました。

町内においては、幸いにも大きな災害に見舞われることもなく、最小限の被害に収まったこと、災害時に対策のかじを取る立場としては非常に安堵しているところでございます。

また、今回の災害対応において、三宅町消防団、各自治会及び自主防災会、町建設業協会

の方々には、それぞれの分野で多大なるご尽力とご協力を賜り、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本町といたしましては、今回の災害発生時の初動対応や情報収集等について、様々な観点から反省すべき点もあることから、そのことを教訓とし生かすためにも、早急に課題や問題点を整理し、今後の災害対策に役立ててまいりたいと考えております。

今後も、住民の皆様の安全と安心を確保するため、防災意識の啓発とともに、防災力を強化する取組を進めてまいります。

さて、本定例会に提出をいたしております案件は、補正予算案1件、条例の一部改正2件、報告案件1件、同意案件2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時32分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番議員川鰭実希子君、4番議員瀬角清司君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日6月9日より6月19日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月9日より6月19日までの11日間とすることに決定しました。

◎議案第30号～報告第3号の上程、説明、委員会付託

○議長(辰巳光則君) 日程第3、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第8、同意第16号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第6、報告第3号 令和4年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案3件、報告1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和5年6月三宅町議会第2回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算案1件についてご説明申し上げます。

議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業及び令和4年度分の実績額確定に伴う返還金、令和5年4月1日付の人事異動等に伴う人件費を調整する増額補正、その他、八軒家解体事業の増額補正など、各種事業の経費について増額補正を行うものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

12、13ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,393万9,000円の増額を、目2民生補助金では、低所得世帯支援給付金事業費補助金として2,862万9,000円の増額を行うものでございます。

同款、項3国庫委託金、目8教育委託金では、リーディングDXスクール事業委託金として26万8,000円の増額を行うものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務補助金では、奈良モデル推進補助金として130万5,000円の増額を、項3県委託金、目1総務委託金では、経済センサス調査区設定交付金として5,000円の増額を行うものでございます。

14、15ページをご覧ください。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、補正予算の財源調整のため6,900万円を、また、目2公債償還基金繰入金では64万7,000円の繰入れを行うために、それぞれ増額するものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務債では、過疎対策事業債ソフトとして230万円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明を行います。

まず、人件費の補正予算につきましては、16、17ページの款1議会費から、36、37ページの款10教育費において、令和5年4月1日付の人事異動に係る人件費補正として、各予算科目の節1報酬、節2給与、節3職員手当、節4共済費、節8旅費において、それぞれ予算調整を行い、人件費全体で68万4,000円の増額補正を行うものでございます。

それでは、人件費補正及び共済費と、その他社会保険料の補正以外についてご説明申し上げます。

16、17ページ下段をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、節22償還金利子及び割引料で、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還金263万5,000円の増額を、18、19ページをご覧ください。目3財産管理費では、八軒家解体工事監理業務として節12委託料で188万1,000円、また、八軒家解体工事費として節14工事請負費で4,094万2,000円の増額を行うものでございます。

目7交流まちづくりセンター費では、地域おこし協力隊2名の増員分として、節1報酬で会計年度任用職員の給料として165万2,000円、節4共済費で24万6,000円の増額を行い、また、節12委託料で、地域おこし協力隊の募集PR費として100万円の増額及び節13貸借料で

144万円の減額を、20、21ページをご覧ください。節18負担金補助及び交付金では、地域活性化企業人の負担金560万円の減額と、地域おこし協力隊の活動補助金として361万6,000円の増額を行うものでございます。

目8財政調整基金費では、水道広域化奈良モデル補助金分の公債償還基金積立金として、節24積立金130万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、同款、項2徴税费、目1税務総務費では、電動キックボードを含む特定小型原動機付自転車標識作成費用として、節10需用費で4万9,000円の増額を行うものでございます。

22、23ページ中段をご覧ください。

項5統計調査費、目2指定統計調査費では、経済センサス調査区管理に係る事務費として、節10需用費及び節11役務費で計5,000円の増額を行うものでございます。

24、25ページ下段から26、27ページ上段をご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等低所得世帯支援給付金事業に係る事業のために必要な経費を、節10需用費から節18負担金補助及び交付金まで合わせて2,862万9,000円の増額を行い、また、節22償還金利子及び割引料では、令和3年度、令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金及び令和4年度価格高騰緊急支援給付金に関する事業費、事務費補助金において、国庫からの歳入額が歳出額を下回ったため返還金が生じ、節22償還金利子及び割引料にて839万5,000円の増額を行うものでございます。

同ページ下段をご覧ください。

項2児童福祉費、目6幼児園費では、保育士の補充を派遣契約によるものに切り替えるため、節12委託料で936万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、30、31ページまでお進みください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域振興券を全住民に配布することで、新型コロナウイルスにより影響を受けている住民への生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、事業経費として、節10需用費から節12委託料まで合わせて4,112万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、34、35ページまでお進みください。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、三宅小学校が国庫補助事業である令和5年度リーディングDXスクール事業の実施校として指定を受けたことから、節7報償費か

ら節13使用料及び貸借料まで合わせて26万8,000円の増額を行うものでございます。

最後に、36、37ページをご覧ください。

項5社会教育費、目3社会教育施設費では、文化ホールの照明設備に不具合が生じたことから、改修費として節10需用費で330万4,000円の増額を行うものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金では、64万7,000円を一般財源としての充当から公債償還基金の特定財源へと振り替えを行うものでございます。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、財源調整のために19万3,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億3,609万3,000円を増額し、予算総額43億9,683万5,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正2件についてご説明申し上げます。

議案第31号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、町内農地の金ゴマ生産者が、販路拡大等を目標に官民連携による導入した焙煎機を使用する際に手数料を徴収するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、新たに焙煎機による焙煎100グラムにつき200円を徴収する項目を加えるものでございます。

次に、議案第32号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和5年3月31日付にてそれぞれ公布されたことにより、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、施行日ごとに申し上げます。

まず、令和5年7月1日を施行日とする改正については、原動機付自転車の種別割の税率について、三輪以上の特定小型原付を除外する改正。次に、令和6年1月1日を施行日とする改正については、軽自動車税の環境性能割額及び種別割額について、地方税法改正に伴い、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正と、森林環境税の導入に伴う町民税所得割額及び均等割額に森林環境税額を含めて賦課徴収を行う改正。最後に、令和7年1月1日を施行日とする改正として、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の追加でございます。

続きまして、報告1件についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和4年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、令和4年度に明許繰越を行った転入・転出手続ワンストップ化事業、住民税非課税世帯等臨時

特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、農業委員会における情報収集等業務効率化支援事業、道路メンテナンス事業、学校等における感染症対策等支援事業の6事業において、事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました議案3件、報告2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第5、議案第32号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第5、議案第32号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、報告第3号 令和4年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての1件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第7、同意第15号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第15号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任については、

委員1名の任期が令和5年6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字屏風373番地、藤田良信、昭和24年4月14日生まれであり、再任でございます。
ご同意のほどよろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。
よって、本件は同意することに決定しました。

◎同意第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第8、同意第16号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第16号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、全ての委員の任期が満了となっていることから、令和5年7月1日より全ての委員について引き続き選任したく、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字三河558番地の1、安井茂治、昭和17年2月27日生まれ。

三宅町大字小柳399番地の1、畑中祥好、昭和23年7月11日生まれ。

三宅町大字上但馬123番地、吉田佳都恵、昭和24年7月3日生まれ。

三宅町大字屏風440番地の63、田矢治己、昭和26年3月9日生まれ。

三宅町大字伴堂137番地の26、田中 治、昭和20年12月1日生まれです。

全ての委員について再任でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第9、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森内哲也君

○議長（辰巳光則君） 7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問、発言させていただきます。私のほうからは2点質問させていただきます。

まず1点目です。三宅幼稚園と健康子ども課におけるこの4月からの組織体制についてということです。

少子化が日本全国で問題になっている昨今において、子育てしやすい町が当たり前になっています。逆に言えば、子育てしにくい町はあり得ない、そんな時代だと思っています。我が町、三宅町でも子育てしやすい町を目指しております。そういう世の中の流れの中で、幼稚園及び健康子ども課は、ともに子供についての第一線の業務を行う部署だと認識しております。

そこで質問です。子育てをキーワードに置いたときに、幼稚園の園長と健康子ども課の部長を同一人物にしたということは、何か戦略的な理由があるのでしょうか。町長の所見をお聞かせいただけたらと思います。

次に、2点目に移らせていただきます。奈良県の事業である大和平野プロジェクトの停止についてという題をつけました。

先日、これは5月8日です。新奈良県知事である山下知事の就任記者会見で、大和平野プロジェクトの予算執行を一旦停止すると発表されました。同時に、大和平野プロジェクトについては、すぐにそれぞれの首長と話をしないといけないとも言われていました。

そこで質問です。奈良県知事あるいは代理人との話し合いはありましたか。あったならどういった内容であったのでしょうか。

今後の三宅町について、または駅前開発について、方向性ががらりと変わると思います。三宅町への大学誘致という話についても降って湧いたような話ではあったのですが、今後どうするという話を住民さんを交えて行うよい機会になるのではないかと考えております。三宅町として今後のことについてどういった方針を考えておられるのか、町長の所見をお聞かせいただけたらと思います。

以上2点です。再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、三宅幼稚園と健康子ども課におけるこの4月からの組織体制についてのご質問にお答えいたします。

このたび、健康子ども局長が幼稚園園長を兼務するに至った理由については、森内議員がお述べになられた子育て支援施策を戦略的に実施するためではなく、急遽、空席となった園長職について、健康子ども局長の代理任命にて緊急時対応を行ったものでございます。現在、早急に園長職を任せられる人材が確保できるよう各方面に依頼をしているところでございます。

続きまして、奈良県の事業である大和平野プロジェクトの停止についてのご質問にお答えいたします。

奈良県知事あるいは代理人との話し合いはありましたか、その内容はとのご質問でございますが、議員お述べのとおり、山下知事は令和5年5月8日の就任記者会見で、大和平野中央田園都市構想関連予算の一旦停止を関係部局に指示されたことを受け、令和5年5月10日に

土屋副知事が来庁された経緯でございます。今後、県庁内での議論を進めるため、地元首長の意見を聞き、知事に伝達するとの趣旨で来庁されたものでございました。

副知事の説明では、5月8日の就任記者会見では、知事自ら作成した資料をもって方針を示されたものであって、6月上旬までに知事との協議を進めていく旨の説明を受けております。また、山下知事は、報道先行となっているが、関係自治体の意見を聞き、判断するという意向が伝えられる中、予算の一部執行停止については理解を求めるという内容でございました。

本町といたしましては、県との連携協定に基づく周辺整備となる町道三宅5号線整備事業は、計画どおり社会資本整備総合交付金事業を活用し進めており、令和4年度より事業に着手し測量を実施、令和5年度は用地測量、境界確定立会いを進め、道路線形の検討を行い、移転補償の対象となる地権者を含め用地交渉を始めており、本事業への同意を取り付けている現状を土屋副知事にお伝えいたしました。これまで、県の用地取得に対し、境界確定から地権者との交渉、契約に協力してきたように、連携協定に基づき町の役割を真摯に進めてきたものであるということを訴えさせていただきました。

その後、令和5年5月26日の知事定例記者会見では、予算の執行権は知事の判断であるとの発言があったことを承知しておりますが、山下知事は、大型事業の見直しを公約に掲げ、公選の知事として県民の負託を受けられたものであり、知事が県政の方針として示されたことに対しては、その思いとして一定の理解をするところではございます。

このような中、令和5年5月30日には、議会皆様8名の連名で県に対し、大和平野中央田園都市構想の事業見直しに関する要望書を提出され、本町一丸となって県と連携し取り組んできたこれまでの経緯や地元の期待感、そして事業の継続はもとより、これまで連携協定に基づく協議と事業見直しにあっては、丁寧な説明と手順の下、地元の理解を得るよう訴えていただいたところでございます。

本町といたしましては、連携協定に基づく協議を求めていくことは本来であるとは考えますが、知事の発言では、大学設置計画に対し、学生が集まるのか、工学系の大学が必要なのかというこれまでの方向性とは一線を画する考え方を述べられてきたところでもございます。

そして、関係者の話を聞いて判断したいという意向を踏まえ、県事業の見直しの判断がどのようにされるのか冷静に注視していくとともに、町民の皆様、議会議員の皆様の理解を得ながら、議論に応じていく必要があるものと考えるところでございます。

以上で森内議員への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、再質問。

森内議員。

○7番（森内哲也君） 再質問させていただきます。

健康子ども課と幼稚園の人事のことについてなんですけれども、急な対応という話だったと思います。緊急時対応ということですので、新しく園長職を任されるような方が見つかり次第、交代みたいな形、通常に戻られるのか、交代されるのかということです。

単純に心配になっているのが、局長の負担が大きくないのかというのは当然、個人の負担ですね。ということと、やはり健康子ども課の局長がちょっと手薄になるということなので、そちらの業務に対する負担というのが大きくなっていないのか、そのあたりが気になっておりますので、緊急対応ということなので、見つければすぐに戻すよということでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君）

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） なかなか園長職を任せられるような方というのも、すぐに見つかるような気もしないので、どういった形で探されておりますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 今現在、三宅幼稚園のほうにアドバイザーとして来ていただいております大学関係者の方をお願いしております、大阪教育大学、四天王寺大学、大阪総合保育大学の先生方と、あと園のほうに実習生を招き入れておりますので、そちらの受入れを行っている大学のほうにも、白鳳大学であったりとか畿央大学の先生にはお声かけさせていただいて、適任者がいらっしゃればご紹介いただきたいということで、今、依頼のほうをかけているところです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 見つかるめどとかは、今のところどうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 大阪総合保育大学の先生については、大学自体が割と、大阪府下の保育関係者の方であったり、奈良県もそうなんですけれども、近畿圏の保育関係者の方が院生として大学院のほうに進まれているという経過もありますので、その院生で卒業される方の中で、地元というか、自治体の公立の保育所、幼稚園の園長をしたいという方がいらっしゃると思うので、声かけのほうは進めていきますというふうにはおっしゃっていた

だいておりますので、今現在、声かけしていただいておりますので、その結果を待っていき
たいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 分かりました。

あと、健康子ども課のほうですけれども、コロナワクチンの接種もまだ続きます。10代の
居場所づくりとか新しい事業もあります。学童保育なんかもそうですし、今年度ですとあざ
さ苑の修繕計画ですか、そんな策定業務もとか入ってくると思います。

あと、まちアートとかA s M a m a とかの関係者というんですか、業者との交渉とかもあ
るので、ちょっと課のほうの負担も、局長が手薄になるとしんどいのかなという気もしてお
りますので、健康子ども課のほうに対する何か、アルバイトでも雇うとかそういったことは
されておりますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 森内議員おっしゃるとおり、人材的には、私が園のほうに
行っておるものですので、事務的などところについては派遣職員等を雇用させていただいて、
その作業のほうをしていただくようにしております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 局長、あまりしんどくならんようにしてくださいというのが素直な意
見なんですけれども、割と園長が急に変わったりとか、2年、3年で辞めたりとかって、そ
ういうものなんですよと言われればそういうものなのかもしれないですけど、そんな気が
しているので、幼稚園の組織について町として何か考え直さなあかんとか、そういう考えは
持っておられますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 現場の声というところもしっかりと受け止めたいということで、今、
植村局長のほう現場に入ってくれていますので、そういった現場の声をしっかりと拾い上
げながら、一丸となって、よりよい園づくりというところに今後取り組んでまいりたいとい
うふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 幼稚園の業務というのがハードだったりする、しんどかったりするの
で、責任が重くて辞めちゃうとかというのがあるのかなと思ったりはしております。そのあ
たりなんですけれども、森田町長、町議会議員のときに、幼稚園の職員数が多いので対策が

必要だというような指摘をされていたような記憶はあります。そのあたりは今も変わらないでしょうか。私としては、三宅町は子供に力を入れているので職員数は多くて当然ですと主張してもいいかなと思っているんですけども、そのあたりのお考えとかはあまり今も変わっておられませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 正規職員の数というところでは、子育て支援センターを含め23名という定数を掲げて、その不足分に関しては、今回も予算を提出させていただいていますけれども、会計年度や派遣職員というところを活用しながら、子供の実態、子供の数というのは毎年変わりますので、必要な先生の確保ということをしながらか、ただし屋台骨となる正規職員のところは定数を定めて、欠けた部分というところは毎年補充をしていくという方針を立てておりますので、そういった必要最小限の正規職員を定め、さらに必要なところに関しては、加配の部分というところは様々な手法を活用しながら、人材を充てていくということはこの数年させていただいていまして、そこは現場のほうも理解であったり、組合との交渉の中でも、定数をもう少しという話もあるんですけども、そういったところは町として全体の定数管理も関わってきますので、そこは計画的に中長期を見ながらの採用等々をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。子育て、やはり力をどうしても入れないといけない部署だと思いますので、力を入れていただけたらと思います。

そうしたら、大和平野プロジェクトのほうの質問に移らせていただきます。

今日の奈良新聞を見ました。昨日、磯城3町の町長と面談したというような記事ではあります。そのときに明確に、もう大和平野中央田園都市構想プロジェクトはやらないですよみたいな回答はあったというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 内容につきましては、昨日、知事のほうからも、12日で正式に発表するというところで、回答のほうは差し控えてほしいという依頼がございました。また、知事のほうからは、今後見直しに当たりまして協議を続けていきたいという旨のご発言はありましたので、そこで一旦全部が止まるというよりは、また新たな見直しに関わって、3町とも対話をしていくというような姿勢でお話をされておりました。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 令和3年5月23日に奈良県と三宅町で結んだ奈良県と三宅町の大和平野プロジェクトの推進に関する協定書というのがあると思います。その中に、協定の変更についてという項目があつて、町長もよくご存じかと思えますけれども、「甲は」「乙は」と書いてあるんですけれども、それを読み直すと、県及び三宅町は、「そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。」とあります。

その前のとき、協議って何やろうというのがあると、令和2年の10月11日に結ばれた、こちらのほうは覚書ということになっています。奈良県と三宅町の大和平野プロジェクトの推進についての覚書の中には、協議の進め方というのが書いてありました。

これも甲乙と書いていますけれども、読み直しますと、1、県は三宅町に対し、考えを示しますと書いてあります。2として、三宅町は、県の考え方について検討した上で、三宅町の考え方を示します。その次、3と書いてありまして、県及び三宅町は、双方の意見を尊重し、誠実に協議する。協議というのは、こういったことを繰り返して協議しますよというようなことだと理解しておりますので、今の段階では、三宅町の考え方はまだ、向こうからの話を聞いた第1の段階ですね。県は三宅町に対して考えを示したというような段階だと理解していいんでしょうか。それとも、三宅町に考えを示したというような形になるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員がおっしゃった前者のほうの、県の考え方というところを昨日説明をいただいたというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ということは、今後、12日に正式な発表ということもおっしゃられていましたけれども、それを聞いて三宅町としての考え方をもう一度県に投げかける、次は投げかけますよと準備している段階だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど答弁の中でも述べさせていただきましたが、知事も選挙で選ばれてきて、公約として大型事業の見直しというのを掲げて当選されてこられましたので、その見直しというのは、今回、県の事業ですので、知事の裁量で見直されるということの一定の方向性というところは、尊重すべきかなというふうに思っています。

ただ、見直しに当たっても、さらによりよいもの、今までの提案よりもよりよいものを共

につくっていくということは必要であるというふうに考えていますので、それについては、今後行われる協議の中でしっかりと意見交換をしながら、三宅町もしくは、さらに奈良県全体にとってよりよいものというところをどうしていくかという議論もしていきたい。その中には、議員の皆様方から頂戴した意見等々もしっかりと伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） もっと細かいことをいろいろ聞きたいんですけども、正式発表まで、6月12日ですね、待ってくれということなので、この辺で控えさせていただきたいとは思いますが。ただ、三宅町としての考え方をまた示す機会があるということなので、我々議員のほうもいろいろと住民さんの声なり聞いて動けたらなと思っております。

以上で一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（辰巳光則君） これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

4番議員、瀬角清司君。

○4番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、広報誌及びゴミカレンダー等の全戸配布についての再質問をいたしてまいりたいと思います。

前回、令和4年9月議会で一般質問させていただきました三宅町広報誌並びにゴミカレンダー等の全戸配布について、問題提起いたしましたこととお聞かせいただきますが、その後、私には、担当課、窓口において簡単な説明と、近隣自治体のさらなる状況を調べておきますとの説明がありましたが、約半年が過ぎ、その後、何らかの具体的回答はございません。

あえて再度の質問をいたしますが、その後の進捗状況や真摯に、みやげ広報誌等の全戸配布をお考えになられておるのかいないのか、再度町長からのご回答をいただきたく思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

再質問は自席からさせていただくことといたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

本件につきましては、瀬角議員より昨年9月議会においてご質問いただきました後、本年1月に自治会長会からも要望書をいただいております、私としても看過できない、真摯に対応す

べき事案であることは深く認識しているところであり、これまで検討を重ねてまいりましたので、この場をお借りし、検討内容をご説明いたします。

本町では、議会でのご質問や要望書を受領した以降、自治会会員の高齢化や自治会未加入者の増加等に伴い、広報誌の配布作業が自治会での大きな負担となっている現状と課題を踏まえ、他の自治体における取組事例の情報収集やヒアリングによる実地調査、事例研究等を行ってまいりました。現在、新たに得られた知見やノウハウを本町の現状と課題に照らし、2つの代替案を検討しているところでございます。

まず、第1案ですが、議会でのご質問や一部の自治会からの要望内容を踏まえた本町による広報誌の全戸配布、第2案は、町広報誌分の配布手数料を本町が各自治会へ新たにお支払いする前提で、各自治会から各自治会内の全世帯へ広報誌を配布していただくものでございます。

これは、地域コミュニティの弱体化の進行を防止する観点から、自治会活動の重要な基盤として広報誌の配布作業があることに十分に配慮して、代替案を検討してほしいとの多数の自治会からの声を踏まえてのものでございます。

今後、それぞれの案のメリットやデメリット等も整理した上で、町内各自治会の代表者の皆様方へ速やかにお示しし、各自治会からのご意見にしっかりと耳を傾け、丁寧に対話を積み重ねながら、広報誌の配布方法の見直し作業を進めてまいりますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。瀬角議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問ありませんか。

瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 丁寧でかつ前向きな回答、2つの代替案を検討しておられるということで、私、今回かなり大きく全戸配布については前進したかなと思っております。

少しありがたい気持ちではありますが、ここで、みやけ広報誌についてちょっと聞かせていただきたいんですが、自治会の配布分、自治会以外で自己で取られてこられている方たちなどの枚数、枚数と言ったら世帯数になりますよね。そういったことを、今分かっている範囲で結構ですので、大体でいいですので、それぞれの枚数はどれぐらいか、お答えできませんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 誠に申し訳ないんですけれども、手元に通知、データがございませんので、こちらのほうで資料等ご準備させていただきまして、また

ご報告させていただくということでご了承いただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 私、なぜこれを聞いたかといいますと、三宅町内には、私が把握しているところ3,000世帯ぐらいあるんですね。この3,000世帯の中で、自治会に加入されている方には自治会からの配布があって、加入されていない方は取られてこられたりされているんですけども、取りに来るのが面倒で、三宅町の広報誌も手に取って見られない、閲覧されていない方がどれぐらいおられるのかなと思ひまして、聞かせてもらった質問なんですけれども、今、スマホの時代で、パソコンでもホームページが見られるという時代ですけれども、本当に町の広報誌というのは町の回覧板ですので、一人でも多くの方が手に取って見ていただけたら、その中にはチラシも入れられますし、いろんな情報が多々ありますので、情報誌の重要性というのはかなりあるのかなと思ひまして、こういう質問をさせてもらったんです。

続いて、町担当課の調べで、前に聞いたんですけども、住民の皆さんの町行政の動きなどは、大半の方は1番に町広報誌による知らせだと聞いております。次いで新聞報道やホームページ、大字からの回覧との回答で、大半は広報誌によるものだと担当課からはお聞きしております。

今は何かとデジタル化もありますが、やはり物理的に手に取って閲覧できる広報誌による情報が、皆さんには圧倒的な告知方法だと私は思っております。行政にとっても住民さんとの大切なお知らせのパイプ役になっていると思ひますので、本当になくってはならないものだと私は思っておりますが、町長は広報誌の必要性をどのようにお考えになっておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員おっしゃるとおり、今、紙の情報というところが1番届いているということは、アンケート結果等々で存じ上げているところでございます。瀬角議員がおっしゃるとおりで、次いでホームページ等々ということで、データとしてはございます。ただ、重要性はもちろん大切ですし、紙媒体での情報発信というところは、しっかりとしていく必要があるというふうに認識をしています。

ただ、情報量が限られているというところのデメリット部分もありますので、それを補う、補完する意味でも、デジタルも活用しながら両軸というところが今後必要になってくるのかなと。紙とデジタルというところをどううまく組み合わせながら、より住民さんが必要な情報を届けていくというところを考えながら、しっかりと併せて取り組んでいきたいというふ

うに考えています。

また、紙の情報を届けるためにも、今回、瀬角議員からいただいたご意見を参考にしながら、1案、2案というところを検討させていただいて、さらに皆様方との関係各位と対話を重ねながら、それぞれに合った形であったり、どうしていくかというところを、さらに対話を重ねて決定していきたいというふうに考えておりますので、その際にはまたご理解、ご協力のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 町長おっしゃること、よく分かります。ただ、スマホやパソコンで閲覧する件数なんか分かりませんか。分かるんですか。全世帯が見られているとか、何世帯とか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） どこからというところというより、見られている件数、何件アクセスがあったか、どのページに何件アクセスがあったかとかということは可能になります。

また、取り方によっては、年代であったり性別というところも、今の機能ではないんですけども、デジタルを活用するとそういったデータ取りということも今後可能になってきますので、今まで見えなかったところの可視化というところは、デジタルにしたときのメリットかなというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 今、デジタルでどこで見られているかとかいうのも分かるような便利な時代ですので、今後進んでいくとは思いますが、この回答の中で、ちょっと質問の内容が変わりますが、自治会の会員の高齢化や自治会の未加入者の増加に伴い、こういった配布業務がなかなか自治会では難しいという理由が少しあったと思うんですけども、もう一つ、私が全戸配布にこだわる理由としては、新型コロナウイルスが2類から5類に移行される間、約3年間の間に、私の伴堂自治会に至りましては、現在も毎月、自治会の定例役員会は開催しております。

コロナ波の本当に大きなときは、役員さんにもいろんなお叱りを受けて、定例会開催も本当に中止を検討した事案も何度もありました。その中で、自治会の定例会を毎月開催していくことは、大きな自治会の諸事情もありますけれども、いつもたどり着くところは、最終的には、広報誌の配布もあるしなあという役員さんとの話し合いで、三宅町の中で、伴堂大字の中で、コロナ感染者でご不幸がある中、定例役員会を、おかげ会館の中で団地の方も配布

を取りに来られるんですよ。

そういった方たちとかも含めましたら、30人以上の役員さんが、毎月毎月それこそ本当に命がけで定例役員会を開いておられたというのは、広報配布の大きな要因が一つあったと僕は思っております。感染者が出たらこの責任であるのかなとずっと疑問視していたところもありました。

ですから、こういうのは伴堂自治会だけの話ではないと思います。ほかの自治会も大変ご苦労されたと思いますけれども、今後も新たな感染症が猛威を振るうかもしれませんし、伴堂自治会の問題、高齢化だけではなく、そういう事情も全戸配布にこだわる理由として、十分に町長はそのことをご理解をいただけていますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員は伴堂自治会の自治会長でございます。そういった自治会長としての意見というところ、一伴堂という自治会のそういった切実な現状というところを今お聞かせいただきまして、それも認識した上で、各自治会のそれぞれのカラーもございますので、そこは皆さんと自治会長会の中でも活発な意見交換されているということで、お聞きしていますので、そういったところでもまたお話しいただきながら、皆さんが納得できるような形というところを模索していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 本当に各自治会それぞれが思うところもありまして、なかなか一斉にというのは難しいので、こういう2つの代替案を検討しておられるということで、大変に伴堂としてはありがたいなと思っております。

全戸配布、以前から私、質問しておりましたが、担当課はいつも、ほかの自治体はされておられるところもありますが、近隣では本町と同様に自治会にお願いするケースが最も多く、よく言葉を濁しておられました。そういう回答ばかりがありましたのがとても残念でして、私は再度こうやって質問させてもらったんですけども、うちの伴堂大字が抱えている問題も提起してまいりましたが、自治会長会でも、先ほども言われましたけれども、追随する自治会も多数ありますので、今現在賄っておられる自治会も、今後の自治会の高齢化とかで、伴堂と同じような問題が出てくるのではないかと、私は非常に懸念しております。

こういった配布等の自治会の高齢化問題は、社会の高齢化に伴い、全国的にも同じだと思われております。これからは、自治体は自助努力も必要ではありますが、ならずのところは、

公助の協力で住みよい町づくりを努力して、あの町に住みたいなど住民に選んでいただける町として、三宅町が目指す一つの問題提起として取り上げた次第でございます。

今後も引き続き、全戸配布の提起は見守り続けてまいりたいと思いますので、今後の成り行きをぜひ期待いたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。回答は求めません。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

1つ目、三宅町議会選挙の投票率の大幅な低下について。

4月23日に行われた三宅町議会議員選挙の投票率は57.01%でした。三宅町では、少なくともここ十数年間は、以下のように町長選挙も議会選挙もずっと70%前後を維持してきました。2011年4月町会議員選挙が69.29%、2012年7月町長選挙が71.43%、2015年4月町会議員選挙が71.73%、2016年7月町長選挙・議員補欠選挙が74.55%、2019年4月町会議員選挙は無投票でした。2020年7月町長選挙が66.8%。

今回選挙の投票率は、2011年町会議員選挙との比較で12.28%、2015年選挙との比較で14.72%も減っています。選挙の投票は町民が民主主義に参加する基盤であり、大切な権利です。何か壁となって選挙権の行使が阻まれているのなら正さなければなりません。

今回の選挙活動を通して、三宅町民の高齢化をひしひしと感じました。痛む足をかばってやっとのことで歩いておられる姿に多く接しました。独居の暮らしに変わっただけのお宅も随分と増えました。しかし、三宅町の高齢化率は、2016年7月の同時選挙の頃で33.1%、今年の3月で36.7%で、投票率の劇的な低下の直接の原因とは考えにくいです。

私は、それよりも投票所が統合された影響ではないかと疑っています。地元の歩いて行ける距離に投票所がないところが増えました。車の運転ができない高齢者の方を前にして、ここからどうやって投票に行けるんだろうかと頭を抱える場面が多々ありました。

以下、質問します。

1、今回の議会選挙の投票率の大幅な低下を町はどのように受け止めていますか。その原因として考えられることは何ですか。

2、2020年町長選挙で実施された投票所の統合は、どのような考え方で実施しましたか。

3、投票所の統合が投票率低下に影響を与えていないか、実証的な調査が必要と考えますが、どのような方法が考えられますか。

2つ目の質問に移ります。田原本町立図書館の三宅町民の利用について。

選挙活動の中で、青垣生涯学習センターの図書館の利用について、田原本町の青垣の図書館が6月から田原本町民以外は予約ができなくなる。三宅町から幾らかお金を拠出して、これまでどおり予約できるようにしてほしいというご意見をいただきました。

町立図書館のホームページでは、ここ数年来、町外の方の貸出が増え、田原本町民の貸出を上回っており、田原本町民が不便を感じている。この6月から、町外の方については貸出できる本の冊数が5冊になる。視聴覚資料の貸出ができなくなる。予約ができなくなると告知がなされています。

三宅町のM i i M oの図書室も充実を図っていることは承知していますが、町の規模から考えて、独立した図書館を持つことは困難と三宅町も判断しています。そうすると広域連携で幅の広さをカバーして、こだわりを持った本の提供は地元の図書室で頑張っていくというようなすみ分けが必要になります。デジタルでは代え難い人のぬくもりが伝わってくる本、本を媒介にした人と人とのつながりを大切に感じておられるこうした声を、ぜひとも大切にしてほしいと思います。

以下、質問します。

1、今回の田原本町立図書館の町外の方への利用方法の変更について、田原本町と三宅町の間でどのようなやり取りがありましたか。

2、田原本町立図書館の今回の措置は理由のあることなので、三宅町からも努力や協力が必要です。どんなことが考えられますか。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、田原本町立図書館の三宅町民の利用についてのご質問については、私からご回答申し上げ、三宅町議会議員選挙の投票率の大幅な低下についてのご質問については、後ほど総務部長より回答いたします。

では、田原本町立図書館の三宅町民の利用についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のございました2点につき、順を追って答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、田原本町立図書館の利用方法の変更につきましては、本町と田原本町との間で事前のやり取りや同町からの事前連絡等は一切なく、本年1月に開催したまちづくりトークにおいて地域住民の方から情報提供いただき、本町として事実を把握したところでございます。

2点目でございますが、前述のタウンミーティングでの情報提供を受け、本町担当課が同図書館へ問合せいたしました。ここ数年来、田原本町以外の貸出数が町内の貸出数を上回っている現状や、一部利用者のマナーやモラルの低下等に鑑みて、町民の住民サービスの充実を優先させるための判断であることであり、本町としても同図書館として苦渋の決断であることは想像に難くなく、やむを得ない措置であるものと理解をしております。

立ち返って、本町の図書室につきましては、2021年7月のオープン以来、図書運営委員の選書による個性豊かな書籍の収蔵をはじめ、本の読み聞かせ会や図書交換会等のイベント開催、居心地づくりやホスピタリティーの向上等に努めているところであり、令和4年度の利用実績といたしましては、図書利用の登録者数では計857人、書籍の貸出数では計1万2,440冊、月平均約1,036冊)となっており、合わせて本年3月末の時点での書籍の収蔵数では計6,949冊となっております。

本町の図書室は、田原本町立図書館と比較し、施設の規模そのものや書籍の収蔵数、付帯設備の面等で到底かなうものではございませんが、今後も現状に甘んじることなく、議員お述べの本を媒介とした人と人がつながりを大切にしながら、町民の皆様がますます利用したくなるような、本町ならではの魅力ある図書室づくりに努めてまいります。

○議長（辰巳光則君） 総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 続きまして、私のほうからは、三宅町議会議員選挙の投票率の大幅な低下についてのご質問にお答えします。

なお、今回のご質問の内容は選挙の執行に関するご質問と思われ。あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

では、まず今回の議会議員選挙の投票率の大幅な低下を町はどのように受け止めていますか。その原因として考えられることは何ですかとのご質問ですが、今回の三宅町議会議員選挙ですが、議員もご質問で触れられたとおり、有権者5,646人に対して投票者数は3,219人、投票率は57.01%となり、8年前の2015年の町議会議員選挙時より、有権者数自体も361人減少しましたが、投票者数においては1,090人減少し、投票率は14.72%にまで減少する結果となりました。

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思が反映されるべき場であることから、町選挙管理委員会として、今回の投票率の低下は大変残念な結果であると受け止めております。

選挙の投票率の低下は、本町だけではなく全国の自治体でも同様の傾向であり、そのときの社会情勢や政治的課題、有権者の意識など、様々な要因が考えられ、特に若年層の投票率の低下は、現在の選挙制度において重要な課題であるとされています。

事務局としましては、今回の町議会議員選挙は、前回、2019年の無投票となった選挙と比べ、定数は9名になったものの、新人3名を含めた11名の方が立候補され、身近な選挙として町民の皆様の関心も自然と高まるのではないかと推測したものでございます。

しかしながら、投票率が57.01%と、昨年度の参議院議員通常選挙時の投票率55.72%とあまり変わらない結果となってしまいました。

この原因は、大きくは、選挙に関心がない、投票所に行くのが面倒、投票する時間がない、選挙で政治は変わらない、自身が投票しても何も変わらないなど、様々な選挙制度自体の問題や課題が直接影響しているものと考えています。特に、若者は他世代に比べ、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いことが原因であるようでございます。

次に、2020年町長選挙で実施された投票所の統合は、どのような考えで実施しましたかとのご質問ですが、投票区及び投票所の見直しは、令和2年2月に町選挙管理委員会から議会の皆様に向けて説明させていただいたとおり、2020年の町長選挙より有権者数の減少や期日前投票制度の導入、投票管理者及び投票立会人、選挙事務従事者といった投票所の運営に係る経費を削減する目的など、選挙事務の効率化を図るために、町選挙管理委員会において決定し、実施したものでございます。

次に、投票所の統合が投票率の低下に影響を与えていないか、実証的な調査が必要と考えますが、どのような方法が考えられますかとのご質問ですが、投票所の統合後、本年度4年目を迎えましたので、統合前と統合後の4年間の町が執行した町長選挙及び町議会議員選挙の各投票率を調べてみました。

統合前においては、統合の対象となった第1、第2、第5投票所の投票率の平均は70.86%、統合の対象でなかった第3投票所の投票率の平均は76.55%、第4投票所の投票率の平均は72.53%となりました。

また、統合後においては、統合の対象となった第1、第2、第5投票所の投票率の平均は61.12%、統合の対象でなかった、以前、第3投票所であった第2投票所の投票率の平均は

65.98%、第4投票所であった第3投票所の投票率の平均は60.80%となり、それぞれの減少率を比べてみますと、統合した投票所の平均投票率の減少が9.74%に対し、統合していない第2投票所の平均投票率の減少が10.57%、第3投票所の平均投票率の減少が11.72%と、若干ではございますが統合していない投票所の投票率のほうが、減少率が高いことがわかりました。

この結果から、今回の町議会議員選挙においても、投票所の統合だけが投票率の低下を招く一番の大きな要因となったものではないと考えています。

また、もう一つの集計結果として、統合前の期日前投票をされた方が、2011年の町議会議員選挙時は7.84%、2012年の町長選挙時は9.57%、2015年の町議会議員選挙は11.5%、2016年の町長選挙及び町議会議員補欠選挙時は16.28%であったのに対し、統合後の2020年の町長選挙は19.24%と、今回の町議会議員選挙では全体の投票率が低下しているものの、17.41%と確実に上昇しています。

これは、期日前投票の利便性も認知されてきた経緯がございますが、車利用者の増加により大きな駐車場の確保ができる環境が必要であることや、期日前投票事務においてシステムの導入によりスムーズな受付事務が可能となったことも影響しているものと思われます。

また、今後は、投票率向上のために、議員ご提案の実証的な調査も必要であると考えているところであり、その手法としましては、中長期的な側面から有権者数の動態を把握し、年齢や性別における区分別調査とともに、環境向上に配慮した投票所の在り方の研究等、様々な調査した結果を基に検証すべきものであると考えております。

いずれにしましても、選挙管理委員会は、公職選挙法第6条で規定されているとおり、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならないとされており、常時啓発が責務となっていることから、有権者の皆様に政治意識の高揚、選挙に関する情報提供の充実、投票を促す環境づくりを整え、さらなる投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご協力をよろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） まず、投票率の低下の問題について、先に再質問します。

まず1つ目として、投票所の統合により住民が投票に行きにくくなるということは、当初の議会の説明でも説明があつて、それに対してこんな対策を考えるというような説明があつたと思いますが、以降どんな対策を実施してきて、その結果についてどのように検証して評

価されているか、まずその点お聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 投票所が統合された後、その当時はシャトルバスを運用したりとか、私が聞いていますのは、当初タクシーもその辺に入っていたということです。その後、また後ほどほかの議員さんもお尋ねになっておりますので、正確な数字はそちらで述べさせていただきますが、それからシャトルバスを運用している中で、3回ぐらい町内の選挙があったと思うんですけども、順々に利用者が少なくなってきて、昨年の選挙では4名のみでございました。それも、ちょっと今は思い出せないんですが、どちらかの地域の方だけであったと思います。

その辺の現状も踏まえまして、選挙管理委員会としましては、その辺の費用対効果も考えられて、今回はシャトルは動かさないというような結論になられたと私は聞いています。

その後、こういう投票率の結果が出ましたので、選挙管理委員会としては、やはり単純にシャトルバスを復活するということは、今は考えておられないようですが、いろんな交通手段がもちろんございます。その辺も含めていろいろ検討していかなければならないということは、話されているように聞いておりますので、お伝えさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） もう1つ再質問ですが、さっき質問の中で実証的な調査が必要ではないかというふうに述べましたが、私が気になっているのは、1つは、投票所が残された大字と廃止された大字の間で差が出ていないかということ。それからもう1つは、質問の内容とちょっと矛盾しますけれども、高齢化率と投票率の関係。それはさっきシャトルバスの問題も、なぜ利用ができないのかという原因にも関係するのかと思うんですけども、そういうところは調べる価値があると思うんですね。

議会の資料請求で、2015年と2023年の町会議員選挙の有権者数、高齢化率、投票率のデータを頂きました。非常にありがたい、実情がよく分かるものなんですが、残念ながら、投票所が廃止された小柳と東屏風団地のデータは、今回選挙については、伴堂、屏風のデータに統合された数値ということになっているので、小柳がどうなったか、東屏風がどうなったかという一番知りたい数値が出ていないんですね。

回答の中でも、平均投票率ということで回答があって、そこではそんなに低下していないというご回答でしたが、個別に見てみないとちょっと比較は難しいのかなと思います。例えば東屏風団地は、これによりますと、2015年の投票率では77.16%という、今から思えば驚

異的な高い投票率で1位でしたが、今回どうだったのかという、そこが知りたいということなんです。こういうデータがないと投票率低下の原因と対策が解明できません。

この場でとは言いませんが、とりあえず、小柳と東屏風の分に絞って、今回選挙、有権者数が何人で投票率が何%であったのかということは、ぜひデータを整理していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、渡辺議員がおっしゃったように、現在、投票所の事務については手作業でまだ行っております。期日前投票についてはシステムを入れさせていただきましたので、どういう方が投票に来られたかというのはすぐ分かるんですが、なかなか投票所の集計については手作業でございますので、今、渡辺議員がおっしゃった集計については手作業で行わなければいけない関係上、議員の資料請求についてもそこまで調べることが時間的余裕がなかったんですが、回答でもご回答申し上げましたとおり、これからはそういう地域別で、例えば性別ですね、男女の。あと高齢化、年齢別というのも、きちっと整理をしていきたいなということは、事務局とも話はさせていただいていますので、今後はそういうことが、時間的にすぐに出るかどうかというのは、システムに入れなきゃ無理なので難しいですが、手作業であれば時間をかければできることでございますので、きちっと整理をして検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 恐らくそういう事情であろうというふうに判断して、この場で回答いただいて、費用対効果で考えても、この2つの大字の今回の有権者数はすぐ出ると思いますけれども、投票率を手作業でも集計していくということには、三宅町にとって価値があることだと思っておりますので、総務課の中で対処されるのかと思いますが、仕事を増やしますが、大切な作業だということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

今後とも、選挙権というのは民主主義の根幹でありますから、三宅町にとって全国的にそうであるとか、あるいは若年層の投票率が低いとか、そういう状況はもちろん憂うべき事態ではあります。三宅町固有の状況、固有の問題として解決できることがあるのであれば、やっぱり基本的人権を保障するという大きな価値がありますので、ぜひ力を注いでほしいと思います。

あわせて、これは要望です。今後も検証し、研究を続けていくということで、さっきいろんな観点で分析できるように努力していくというふうにおっしゃっていましたが、そういう

流れの中で、解決する方法の一つとして、例えば過疎地では移動投票という仕組みを導入しているところもあります。ということは法的には問題がないということなので、さっきのシャトルバスが実際は有効ではないという結論が既に出ているので、それをやれということではないですが、そういうような実際の対処の方法として、どんなものが成果を出しているのかというような調査も、ぜひ一緒にしていただきたいなというふうに要望しておきます。

投票率の件に関する質問は以上です。

続いて、図書館の問題についての再質問を行います。

田原本町立図書館を三宅町民が利用するということについては、大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンという天理市を中心としたビジョンの中でも、「奈良県図書館協会公共図書館部会のネットワークを活用し、圏域内図書館間だけでなく県内公共図書館間では図書相互貸借を実施しています。」とあります。だから、公共施設の相互利用を促進していくということが方針となっています。三宅町の考え方というのは、こういうことに基づいてされているんだなというふうに理解しています。

しかし、他市町村の資源を共同利用させてもらうとなると、三宅町の考え方がしっかりしていないと、なかなか交渉というか、難しいのではないかなと思います。

広域連携で資源を共同利用することと、回答であった三宅町の図書館の役割のすみ分けというか、三宅町については非常に頑張って充実して、利用者数も非常に多く、恐らく町民の方々が喜んでおられると思うんですが、そういうすみ分けの指針のようなものはあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 指針というのは存在していませんけれども、三宅町においては、三宅町の図書室の充実というところ、スタッフの皆さんも非常に頑張ってくださいですので、三宅町独自のいいものをつくっていくことに注力をしているところでございます。

また、広域連携につきましては、それぞれの市町村の考え方というところも尊重しながら、連携できるところをしっかりとしていこうというのが、まほろば広域定住自立圏の中でもございますので、そこは三宅町でも、三宅町は三宅町の施設利用について、町外の人利用というところは町として考えていくことも必要だと思いますけれども、そういった中で、MiMoにおいては町内、町外料金を頂いたりとか、施設利用の中でもさせていただいている部分もございますので、そういった考え方ですみ分けというところはしているところでございます。

それぞれの町の考え方というのはありますし、今回、田原本町においては、今まで借りられていた冊数より減らして貸出しはするというので、今回の見直しということを図られていますので、広域連携の中で決してしないという判断ではないというふうに認識もしていますので、それぞれの考え方というところを尊重していきたいというふうには思っています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） すみ分けというふうに言ったのは、例えば三宅町は、こういう領域については三宅町図書室でカバーできるように、どういう図書を購入して、どういうふうに関覧を促進していくかとか、そういうものがあって、例えば三宅町の歴史や事情については三宅町で集めるほうがそれはいいとか、極端な例ですけれども、それについては、三宅町民に対しても三宅町も、三宅町の図書室を利用してくださいねと。ただ、それでカバーしていないこの領域については、他の広域連携で利用することができますからご検討くださいというように町としての努力がないと、例えば田原本の図書館と、この領域についてはこういう努力をしているので、それ以外のこういう領域については広域連携でご協力いただけないかという構想が成り立たない。何でもやらせてよと言ったら、田原本町民が不便になるような使い方はできませんという答えが返ってくるのは当然かなというふうに思います。そういう意味では、今後、指針というものも大切になるんじゃないかなと思っています。

そういうことを整理していくということを前提にして、田原本町立図書館の三宅町民の利用について、一定の費用負担をして、何らかの形で三宅町民の予約の権限を継続していくということは考えられないのでしょうか。質問です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどの指針のお話、今ご説明いただいた趣旨のほうを理解したところでございますけれども、そういった部分で、先ほど渡辺議員がおっしゃった指針というか、違いをどうつくっていくかということに関しましては、図書運営委員会の選書のところを、そういった観点からかなりご議論いただいて選書いただいているというところで、委員の皆さんは、本がかなり好きな方々が多いので、他の図書館の利用等々もされながら、三宅町らしい違いはどうやってつくるのかということで、例えば、皆さんご存じだと思いますけれども、三宅町の図書室には絵本が全部、三宅町の絵本を置くとか、結構歴史にこだわった本を置くとか、内容についても子育てに特化した棚があったりとか、それぞれ住民のニーズや町づくりにおいてテーマとなっている部分の選書をしていただいたり、そういった個性を持った選書方針というか、委員の中で選書の基準というか、そういったところをしっかりと議論

していただいて、どういった本を導入していくかというところを検討していただいていますので、そういったところにおいては、既に個性というか、違いというところは生まれているというのが現状でございます。

また、蔵書の本を見ていただくと、ほかの図書館にはないような本がいっぱいあるなどというのをお気づきいただけるかなと。またあわせて、新書というか、皆さんのニーズがあるような本も入れながら、そういったバランスを取りながらいただいているなど、私自身も利用しながら感じているところが多々ございます。

また、新聞においては、よく視察に来られた方々にお話ししたらびっくりされるんですけども、大人向けの新聞が奈良新聞しかない。あと子供新聞が全紙そろっているという図書室はほぼないんじゃないかなと。こういったところでも、個性というか、三宅町らしさが存分に出ている図書室になっているんじゃないかな。これは多分、学童保育が隣にあるとか、子供たちの利用が多いところを鑑みて、そういった選びをしていたいただいているのではないかなと個人的には感じておりますので、指針というよりは、もう既にそういったところで、実態として本の選書の中で現れているというところを見ていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それとまた、町負担で利用というところでございますけれども、負担しなくても、天理市の図書館を使えたりとか、奈良の情報図書館を使えるので、また負担したら、なぜ田原本町だけ負担するのかという議論もございますので、そういったところを整理しながら、今、件数とか予約自身は不便になりましたけれども、利用ということはできますので、そういったところの整理というのをしながら検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 今説明いただいた選書の考え方とか、実績は頑張っておいでだというふうに私も思っています。そういう問題というのは文化政策のようなもので、三宅町の特に子供に重点を置いて、三宅の子供たちが本が好きになり、本を自分の生活の中に必須のものとして成長していくというような、そういう考え方というのは非常に大切だと思うんです。

その意味でのさっき言った指針というようなことなんですけれども、それはMi i Moの運営の範疇は超えているなと思うんです。教育、文化、子育て、いろんな領域を統合したようなものになると思うんですけれども、さっきおっしゃった図書館の選書の委員会を管轄している部局は現状ではどこがしているんですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） みやけイノベーション推進部の我々の部署の政策推進課の中で担当しております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 政策推進課じゃ駄目と言うつもりではないですが、やっぱり一貫した方向性があり、実績、積み重ねがあって初めて、さっき言ったような広域連携についても有効に機能するし、もうちょっと利用させてよというような交渉も、三宅はそこまで独自に頑張っているんだったらそれは否定しづらいよねと、こちらも相手方の努力について否定せず尊重しながら進めていくという意味で、政策推進課の下で進めていかれることを、町全体の図書館運営方針として明確にしていくということが、実践としてはされているということだったので、明確に町のプランとして、この部局が中心となって明確な長期戦略、当面の体制とか、そういう具体的にはっきりした形で整理していくということは有用ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおりで、Mi i Moの運営計画に基づくものになっております。5つの目標というところがございますので、そういった目標、Mi i Moの運営自身どうしていくかというところを見た中で、図書館の選定委員の方々がその目標も見ながら選定をいただいているということで、運営計画、Mi i Moが果たすべき目標達成というところを掲げていますので、そういったところも中心にしながら、指針としてはそういう目標を達成するためという目標がありますので、それを基に選書等々の議論をいただいているということでございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっていないというふうに言っているわけではなくて、それはどこが管轄して、どんなふうに長期的に進めていくのかということは、やっぱり明確にしておかないと、そのときそのときの状況でぶれが生じたり、例えば選書委員会の人たちが頑張っているけれども、なかなか行政の担当部局にその思いが伝わらないとか、そういうずれも生まれてくるのではないかなということを心配しています。

實際上、今やられていることを組織的に再整理して明確にしていくということは、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。今後の方向について思うところがあれば。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、一般質問は、田原本の図書館が使えないので、三宅町としてはどういう働きかけしますかということで、こっちの回答としては、向こうは使われへん

けれども、こっちのところも充実して努力するとかということに対して、今後どうされますかという、何かあればということでもよろしいですね。

○6番（渡辺哲久君）　そうです。田原本と交渉するに当たって、三宅町の方針が明確じゃないと交渉にならないだろうという意味で、三宅町の方針を整理してほしいということです。

○議長（辰巳光則君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　交渉していくという大前提で渡辺議員がおっしゃっているのかなというふうに思いますけれども、先ほど答弁させていただいた中でも、やはりそれぞれの市町村の考え方というのがありますので、そこは、今出された田原本町の考え方というところは、一定尊重しながら、ただ、苦渋の決断だということでお聞きもしているところですので、状況の変化に応じては、新たな使い方というところは、チャンネルを切ることなく対話を続けていくということが必要かなというふうに思っていますので、ご理解いただけたらと思います。

また、この問題に関しては、田原本町のみならず川西町のところ、住民さんから以前から、川西町は借りれないと、天理、田原本は借りれるというご意見等々も多々ございました。それは川西町ともお話をずっとしている状況ですので、そこは引き続き、この問題だけではなくて、全体の相互利用をお互いの町がどう考えていくか、それぞれの町の考え方を尊重しながら、対話を重ねていくということが一番必要であるというふうに考えておりますので、そういったところは今後も引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○6番（渡辺哲久君）　終わります。

○議長（辰巳光則君）　それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は、この時計で午前11時15分再開いたします。

（午前11時07分）

○議長（辰巳光則君）　再開いたします。

（午前11時14分）

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君）　続きまして、5番、松本 健君の一般質問を許します。

5番、松本 健君。

○5番（松本 健君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきま

す。

私からは3点ございます。1点目、選挙制度について。選挙制度、多々ある中、1点に絞って質問します。

4月に統一地方選があり、三宅町でも町議会議員選挙がありました。今回から、公職選挙法の改正に伴い、供託金制度が取り入れられたり、ポスターやビラの公費負担が入りましたが、残念ながら投票率は以前に比べて10%以上低下というものでした。3年前の町長選挙の後、一般質問で問いましたが、再び問います。

選挙公報、候補者の政策や思いが一堂に並んだ公の資料は、三宅町は発行されませんでした。これに際し、どのような検討のプロセスを踏んで出さないと決めたのでしょうか。三郷町など今回の改正を機に出されたところは多々あるようです。

2つ目、著作権侵害の和解について。

さきの4月の臨時会で承認された和解及び損害賠償金の額を定めることについて改めて質問します。

本件、中身がどうであれ失敗の事例です。町長が以前より申されている、失敗を恐れずチャレンジするにも関連することとして、失敗事例に関する事例研究が本町でどのように行われているのか紹介してください。私も失敗は責めるよりは糧にするものと考えています。

事例分析については、失敗事例の研究や失敗事例の分析などで検索するといろいろと出てくると思いますし、他の事業体に聞いてみるのもよいと思います。ちなみに、製造業では品質管理部門がそういった役割を担っていますが、役場にはそういった部署はなさそうです。さきの投票率の低下などでも同様。失敗事例の分析を組織として取り込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目、大和平野中央プロジェクト、県立工科大学の件。

ちょっと長いですがけれども、まず問題への取組の方向。

今、県立工科大学の意味、位置づけを我が事として捉えて主体的に行動していくことが問われています。

私たちは今まで、誰かが学校を設置してくれることありきで話を進めてきた感があります。その上で、学校を造るならこうしてほしい、ああしてほしい、こうであってほしいなどと。そうではなく、奈良をこうしたい、日本をこうしたい、そのために大学が必要なのかどうかといった根本の議論が必要と考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

県立工科大学のニーズについて。

これからの日本の再建に教育は大変重要なものです。教育にお金がかかる、教育機会の不平等も大きな問題ですが、根本的に教育制度が抱える問題は何か。私は、教育の制度が時代のニーズに合わなくなってきたことだと思っています。

世の中は変化が目まぐるしく、一通りの教育を受けて成人になって職に就けば、生涯その職で社会に貢献できるような状態ではありません。会社でも自営業でも数年単位で変革が求められています。つまり、人生は学んで働いて、また学び直して働いてという時代になってきているということです。

しかしながら、日本の教育制度は学び直しを重視したものになっていない。大半の大学が高校の延長線上にあり、学び直しの場合としては活用しにくい状況にあります。一方で、高等技術専門学校のようなリスキリングの場もありますが、完全に大学とは別物になっている。

本件は、大和平野中央に大学を造ることにより、リカレント教育を通して教育の根本的な問題に取り組むという社会的価値を实践するものと思っています。町長はどのように思われますでしょうか。

リカレント、スタートアップ、そしてまちづくり。

大学は広域でという話もありますが、県立だからこそ思い切ったことができる。就学期間の生活保障なんかも考えてもよいと思います。スタートアップ人材への優遇もあってよいと思います。社会貢献に直結した学び直しの場をつくり、奈良を大阪のベッドタウンだけでない、一つの特色ある地方都市とすることができると思います。町長はどのように思われますか。

教育の多様性と産業振興。

学び直しの場としての大学が設置されることで、小中高の教育も変わっていくと思っています。今、日本の教育は大学に向かっての一本道の教育と言われていています。小さい頃から何事もそつなくこなしていける子が選別され、有名校を経て有名大学に入り、官僚や大企業に入っていく。暗に画一化を求めることで、子供たちの自由な成長を阻害しているとも言われます。

人にはそれぞれ特徴があります。例えば、一つのことにこだわりを持ち、考え込むようなタイプの子は、今の教育のルールには乗りにくい。遅咲きだが、大きな才能を開花させるような子の多くは、社会の先端の開発事業に乗るのは難しい現状があります。この先、日本が再び世界の中で先端技術を担っていくためには、人一人がそれぞれ生かされる仕組みをつくっていくことがより重要になってくると思われます。

それにつながる道として、リカレント教育を前面に据えた県立工科大学があるのです。すなわち、本大学は子供たちの個性を伸ばし、日本の産業の発展に寄与するものと考えます。町長はどのように思われますか。

政策決定の方法。

一方で、県知事は、工学部は既にある、磯城郡は他県から人を呼ぶには不便と言います。推測するに、奈良市や生駒市にお住まいで、現在の学校教育制度の下でそれなりに社会的に成功を収め、奈良の魅力は大阪への利便性と捉える一定数の方の意見を代表しているように感じます。目指す大学は既存の大学でよく、奈良はベッドタウンとしてあればよい、これは奈良県全体の意思ではないことを認識する必要があります。

また、費用対効果といった一面で捉えると、高校無償化や大学無償化のほうが大学設置より利があると出るのかもしれませんが。教育にお金がかかり過ぎる問題は、それはそれで解決していく必要があると思います。

しかし、本当に目指す社会への一步を考えた場合、どちらに利があるのか、どちらを選ばねばならないのかは議論すべき問題だと思いますが、町長はどう思われますか。

再質問は自席でやらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、著作権侵害（和解）についてのご質問と大和平野中央プロジェクト、県立工科大学の件のご質問については、私からご回答申し上げ、選挙制度についてのご質問は、後ほど総務部長より回答いたします。

まず、本件につきましては、さきの臨時会においてもご説明申し上げたところでございますが、議員の皆様方には多大なご心配をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げます。また、法令遵守の立場から改めて事の重大さを認識し、再発防止の徹底に努めてまいり所存でございます。

さて、ご質問の失敗事例に対する事例研究についてでございますが、今回の事案においては、まず事案の発生した担当課内でスクリーニング作業を行い、経緯を詳細に洗い出した上で、第三者的立場から弁護士にもご支援をお願いして検証作業を進め、事務手続上のプロセスで不備はなかったか、また、庁内レベルで構造的な欠陥はなかったかなど、専門的見地からご意見やアドバイスを頂戴いたしました。現在、これらの検証結果のほか、ほかの自治体における同様の事例研究等を踏まえ、全庁統一ルールへの運用に向けたガイドライン案の作成

に着手したところでございます。

なお、議員お述べの失敗は責めるより糧にするもののお考えは、私といたしましても、本町のバリューである対話・挑戦・失敗の理念と合致するところであり、失敗から学び、次の挑戦につなげていく精神を養うものであると考えております。

本町は、このバリューを大切にしながら、一人一人のやりたいをみんなが応援し、失敗を恐れることなく積極的にチャレンジし、夢をかなえられる、持続可能な町の実現に向け、これからも町づくりを進めてまいります。

続きまして、大和平野中央プロジェクト、県立工科大学の件のご質問にお答えいたします。

松本議員からのご質問は、これまでの県立工科大学を核としたスタートアップヴィレッジをテーマとした町づくりの重要性、すなわち未来を担う人材の育成が根底にあり、学び直しの重要性など教育の根本の変化と産業の発展に寄与するという趣旨に議員がご理解、ご賛同された上で、ご意見を頂戴しているものと受け止めております。

知事就任後、これまでの経緯と今後の対応方針は、さきの森内議員のご質問で答弁したとおりでございますが、三宅町民は奈良県民でございます。県事業の在り方について冷静に注視していく必要があり、松本議員のお考えも十分に酌んだ上で、町民の皆様の理解を得ながら、見直しの議論に応じていく必要があるものと考えるところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 続きまして、私からは選挙制度についてのご質問にお答えします。

なお、先ほどの渡辺議員の一般質問と同様、ご質問の内容は選挙の執行に関するご質問と思われま。あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

では、どのような検討のプロセスを踏んで出さないと決めたのでしょうかのご質問ですが、選挙公報は、選挙に際して立候補した全ての候補者について記載された文書であり、選挙管理委員会が有権者に配布するもので、公職選挙法第172条の2に定めるとおり、選挙公報条例を制定し、発行するものと規定されております。

そこで、町選挙管理委員会としては、松本議員が一般質問された、令和2年9月議会及び同年12月議会の後、近隣の導入済みの市町村への調査、必要経費の試算等、様々な観点から検討を行い、ある一定の評価から、選挙公報については投票率の向上に寄与するものであり、有効な手段であると判断し、実施すべきとの結論に達しました。

その後、昨年10月に議会事務局に連絡調整、本年1月に協議の場を設け、議会と協議させ

ていただきましたが、選挙公報は、予算措置、条例制定の後、記事の提出期限、添削、印刷や配布する手段の確保が前提となることから、両者それぞれで議論や調整が必要なものであり、特に町長選挙や町議会議員選挙については、告示日から投票日までの5日間という短い期間の中での対応方法について考慮すべき点もあり、計画的に進めていかなければならないものであることを踏まえ、最終的には、議会全体として何が何でも発行しなければならないという機運にもなっていないとのお話から、今回の町議会議員選挙については発行を見送ることとしたものでございます。

しかしながら、選挙公報の発行は、候補者情報の提供、政策の明確化、透明性の確保、投票意欲の向上の観点から、選挙において非常に重要な役割を果たすものであることから、町選挙管理委員会としましては、議会の中で、本件について議会改革特別委員会などにおいてさらにご議論を高めていただき、両者の足並みをそろえて実施したく考えております。

つきましては、議員皆様のご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げ、ご質問への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○5番（松本 健君） では、1件目から再質問させていただきます。

選挙制度について、非常に興味深い答弁をいただきましてありがとうございます。いかにもやらない理由は議会の総意がないからというふうに私は受け取りました。

そもそも選挙投票率を上げるというのは、いろんな必要性があると思いますので、効果があるものというのは、あるものからやっていけばいいと思います。

ちょっと質問ですけれども、選挙管理委員会というのは、いわば独立、中立の機関であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） その中立、独立した機関が、議会に対していろんなデータをそろえて実施すべきとの結論に達したものを持っていったと。そこで何らかの話し合いが行われて、やらないということになりましたということですね。これが事実なんでしょうけれども、事実であるならば、掘り下げる必要がすごくあると思っております。

つきましては、この際にこの段階で、どういう資料を持たれて、どういう会議があって、どういう結論になったのかというのを、資料請求させていただきたいと思うんですけれども、

可能ですか。出ますか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） すみません。私が選挙管理委員会の事務局の中にいるものではないので、その場にもおりませんでしたので、内容についても把握しておりませんので、議事録、話の内容とかいうのはもちろんあるとは思いますが、資料が存在するとか、どういうものがそろっているかというのは、私は分かっておりませんので、ここではご回答できません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 協議がどうなったか、協議がどうかという話は置いておいたとしても、この段階で選挙管理委員会で何らかの話し合いがされて、これは選挙管理委員長が一人で決めた話ではないと思います。何らかの議論がなされて、こういうデータがあるからこれは有効だよねという結論が出てきたと。その部分の資料というのがまず必要かなと思います。

そして、もしそれが現段階でちょっといろいろ難しいですというような話になるならば、改めてそういった資料をまとめる作業、また総務の方にはいろいろご足労願いますが、必要ではないかなと。ある時点では、これは実施すべきとの結論に選挙管理委員会に至ったというようなものですので、改めてそういうことをお願いしたいと思います。

これはお願いで、もう1点なんですけれども、1年後、町長選挙がございます。タイミング的にはやっぱりそこに合わせるべきだと思うんですけれども、まず選挙管理委員会が議会に諮って、議会がやめておこうという話になったというのであれば、そのときの議会に諮る必要性というのは何だったのか。では町長選の場合は町長に諮るのか。そういうわけではないと思うんですけれども、その辺の、議会であることと町長選であることの関係、この先、町長選に対してどう進めていくかという部分で、今話せる範囲でお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 選挙管理委員会にご質問があったときにお話もさせていただいておるんですが、もちろん今回の選挙公報につきましては、発行責任は松本議員おっしゃったように選挙管理委員会にあるものでございます。

私どもとしては、前に一般質問された松本議員とご議論させていただいたときに、そのときの資料も読ませていただきましたが、双方で進めていきたいと思いますというように、簡単に言えばですね、話だったと思いますので、多分、当時の選挙管理委員会事務局長としては、なかなか勝手にというんですか、選挙管理委員会がすると言って進めていけない現状もあった

とは思いますが。

それも踏まえて、今回のこういう協議になったとは理解しておるところなんですけど、次回の町長選から、もちろん選挙公報については、例えば現職の方、新人の新しく候補に出られる方、それぞれどっちにも権利があるものでございますので、そこは一緒くたに考える必要もないのかなと思っておりますが、どちらかといったら選管としては前向きに考えておりますので、前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 1年後町長選ですので、ぜひお願いいたします。

2番目に移ります。著作権の侵害についてですけれども、これは回答いただきましたが、質問なんですけれども、事例分析は十分行われているというふうにお考えでしょうか。端的にお答えください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 第三者的な立場から弁護士の先生のほうにも入っていただいています、そういう専門的な見地も入れさせていただいて、アドバイス、ご意見なりの確にいただいているところがございますので、その件に関しましては、今おっしゃっていただいた理解として考えているところがございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 民間とかの例を取るのがいいかどうかは分かりませんが、先ほど、責任じゃなくてこれを糧にするという話にご同意いただきましたけれども、一つの事例に対してそれを広くさらに深く分析することで、この先、何かプラスにならないかというのを目を皿のようにして探すのが、民間と言ってはなんですけれども、そういう事例分析をするのが普通だと私は思っています。

今回の件に関しまして広く深くなされたのかと。広くという意味では、専門の弁護士さんに対して何かするというよりも、その事例を見て、あなたはどう思いますかというのを職員100人に、みんなが我が事と考えて、自分の身に降りたらどうする、これをどうやって守るというのを広いところで聞くべきだと思います。聞かれるべきだと思います。聞かれていると思います。

そういった場合、今回この部署、この部局の中でそういう会議をやったというのはいいんですけれども、ちょっと離れた教育委員会でやっているか、住民福祉でやっているか、土木、まちづくりでやっているかといったら、想像ですけれども、展開は幾らかされたかもしれな

いけれども、結論を展開するというんじゃなくて、掘り下げるというところで広くやらないと、やったほうが自分らの得になるという考えで進めていただきたいなと思います。そういう意味で広く水平展開されているものでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 部課長が全員集まっている中で、こういった議論をさせていただいているところがございます。末端のところまでの意見聴取というのはご指摘のところでございますが、そこはできていませんけれども、少なくとも全部局の所属長においては、このところに関して情報の共有とプロセスの洗い出しの経緯経過を聞いて議論を、意見交換をさせていただいているところがございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 守りに入っていただかなくてもいいんですけれども、広く、結局何人の人が考えるかというので、新しいアイデアが何個出てくるかというのにつながるわけで、部課長集めて部課長だけで話しただって、たかだかその人数です。できるだけ広く当たるといのが、その事例について広く考えるというのをやっていただきたいなというふうに思います。

私がこの事例に対して深掘りをして自分で考えてみたら、例えば2点ぐらい考えられるんですけれども、自分が担当だったらこれはすごく不安だなと。全然悪くないと思ってやっているのに、何かどこかで引っかけられちゃったみたいな感覚があるんじゃないかなと思うんですね。そういったときに、担当がどういうレベルの仕事をしたときに、部課長に報告されて絡んで、状態を見ていくかというようなところの進め方というのも見直す必要があるんじゃないかなと思います。

それから、法律的な話でいうと、ちょうど明石市の辞めた泉さんが本を書いた。最近読んだんですけれども、あの人は弁護士資格を持っている人を職員として迎え入れて、顧問弁護士として話を聞くのと全然違うと。法律に詳しい人がチームの中に1人いるというので全然違うと、そういうふうな話もされていて、こういう問題であったり、ほかに法律に絡むような案件、すごく行政はあると思うんですけれども、そういうふうなことも考えてみたらいいんじゃないかなと思ったりしました。これは単なる私だけのあれだから、人数を集めれば集めるだけ新しいアイデアが出てくると思うんです。ぜひそういうふうにやっていただきたいなと思います。

続けて、大和平野。1点質問したいんですけれども、町長の答弁の中で、三宅町民は奈良

県民でありますという言葉がございました。私は最初聞いたときに、違う意味で捉えたんですけれども、三宅町民も奈良県民なんだから、三宅町民の意思は奈良県にちゃんと伝えるべきですというふうに私は捉えたんですけれども、文脈を見るに、お話の中でいうと、三宅町民も奈良県民なんだから、奈良県で選挙で選ばれた人の言うことは大事にしてくださいというような感じで書かれているのかなと思ったんですけれども、町長の真意はどちらでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事選挙の結果でございますけれども、三宅町においても現職の山下知事の得票率というところは1番でしたし、こういった見直しを掲げた方に見直してほしいということ、町民さんも投票されたという一方でそういった思いもあります。また、今、松本議員おっしゃったように推進してほしいという思いも、今回の選挙で両方、町の中ではあると思います。

やはり選挙結果というところで民主主義というところがございますので、知事もおっしゃっているように、民主主義のプロセスの中で見直しを掲げて当選してきたというところで、知事の裁量として見直すことは公約として、公約を守っていく中で必要であるということは、一定尊重すべきことかなというふうに思っておりますので、どちらの意見もございます。町内にあるということで、私自身は、そういったところで見直しの権限というのはある一定認識した上で、今後の知事の見直しの結果、よりいいものを生んでいくというような見直しをされるというふうに考えていますので、そういったところを期待して、今後の進み方というところを冷静に注視していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 今後の進め方なんですけれども、最初に約束したんだから約束を守ってよというのでは済まないと思っております。ここで、今までは横に追いやっていたかもしれないけれども、三宅町や磯城郡や奈良県の中南和をどうやって元気にしていくのかという視点で知事との対話、協議を行っていく必要があると思います。

そして、県事業とはいえ、注視するのではなく、それを決めるのは住民だということ。選挙は一瞬の話なので、個々の案件に対して全権委任したわけではありません。住民が一番近いのは基礎自治体、三宅の場合は三宅町です。三宅町が我が事としてこの事業に取り組んでいただきたい。お金は三宅町の予算じゃないにしても、何をどうつくってこの町をどう変えていくのかという意味は、三宅町が出すべきだと考えております。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 町内にも様々なご意見がございます。それは今までも前荒井知事のときにもしっかりと伝えさせていただきながら、議会からも今回要望書というところを取りまとめて提出をいただいているところも、知事のほうに届けましたということで伺っているところがございますので、そういったところで様々なご意見がありますけれども、そこを丁寧にしっかりと伝えていく必要があるかなというふうに思っていますので、県の事業ですけれども、やはり町としてはこういった意見、また反対にこういった意見もあるということも、しっかりと伝えていく中で、共に協議をしながら、よりよいものをつくっていく必要があるというふうには認識をしているところです。

○議長（辰巳光則君） 残り5分。松本議員。

○5番（松本 健君） 対話であったり協議であったり、そういう言葉が出てきますけれども、町長と知事の間で対話であったり協議であったりという言葉が出てきますが、その対話なり協議する際の基本姿勢として、ぜひともこの、三宅町民も奈良県民なんだ、三宅町民の意思というのも奈良県の意思の一つなんだという形で、県の言うことを冷静に注視して協議するというような姿勢でなく、より町からの要望というのを伝える。

その場合は、住民に新たに、今まで何で学校が必要なのというような話をしてこなかったかもしれないけれども、それを改めてやるなりして、まとめてあげるという姿勢でお願いしたいと思います。

最後1点、同じく県立大の話なんですけれども、費用対効果ということが、知事も言われているし、ほかでも出てきますけれども、費用対効果というのを改めて考えてみたら、費用の算出というのも、ある意味、ある前提にのっとったものでしかなくて、例えば環境破壊なんかは全然カウントされていないとか、いろんな意味で、費用という言葉を取っても、それは一部の視点でしかない。効果というのにしてみても、ある前提条件をつけたときに出てくる効果でしかない。

費用対効果を無視するのはよくないけれども、費用対効果は一つの視点として見るだけであって、本来何が必要なのかということをより重視するという形が必要だと思っております。ぜひともそういう観点で今後の対話なり協議なりに進んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 回答はよろしいですか。

○5番（松本 健君） はい。

○議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず第1は、大和平野中央田園都市構想についてであります。

今年の知事選挙で山下知事が誕生し、5月8日に初登庁し、職務をスタートさせたと新聞に報道され、大和平野中央田園都市構想など大型プロジェクトの見直しを、一部予算の停止が報道されています。今後どのようになっていくのか町長の所見を伺います。

次に、新型コロナ5類引下げについてですが、5月8日から新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類に引き下げられ、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。町でも5月から7月にかけて高齢者や障害者等のワクチン接種が行われます。今後、診療体制や医療費などはどのようになるのか、町長の所見を伺います。

2020年1月の初めに感染者が確認されて、国内の感染者数は累計で3,380万2,739人、死亡者数は7万4,669人になっています。三宅町の現状はどのようになっていますか。今後、感染者が増加した場合どのようにするのか、町長の所見を伺います。

次に、投票率の向上についてであります。

三宅町の過去3年間の選挙の投票率は、令和2年町長選挙が66.8%、令和3年衆議院選挙が61.29%、令和4年の参議院選挙が55.71%、今年4月の知事選挙は55.25%、町議会議員選挙が57.01%となっています。それぞれの選挙は住民が政治参加をする絶好の機会であり、投票する権利を実行する機会でもあります。

令和2年の町長選挙から、人口の減により投票所が5か所から3か所に、公営掲示板も21か所に減数されました。このとき、東屏風体育館、小柳公民館で行われた投票所が減らされ、投票日にはバスが出されていましたが、今年の知事選挙、町議会議員選挙にはバスも出されませんでした。町職員に聞くと、バスに乗る人が少ないとの理由でバスを出さなくしたとのこと。他の行政区では、投票率を上げるために放送をしたり、以前はセスナで広報したり、あらゆる知恵を絞って投票率を上げるために苦心していました。

今年の知事選挙、議員選挙に対して、選挙管理委員会は投票率を上げようとしたのでしょうか。和歌山県では、山間部に対して、職員が運転してトラックで移動投票所にするなど苦

心しています。投票所をなくすだけでなく、いかにして投票率を上げるか努力すべきであります。町長としてどのように考えているのか所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

なお、大和平野中央田園都市構想について及び新型コロナ5類引下げについてのご質問については私のほうからご回答申し上げ、投票率の向上についてのご質問については、後ほど総務部長から回答させていただきます。

まず初めに、大和平野中央田園都市構想についてのご質問にお答えいたします。

池田議員からは、今後どのようなようになっていくのかとのご質問を頂戴しております。さきの森内議員、松本議員のご質問にお答えいたしました内容が現時点においては全てでございます。

5月30日に議会より県に提出していただきました要望書は、8名の議員皆様の連名と承知しております。本要望書については、町議会、町民の皆様、町行政が一丸となって今後の取組を進めていこうとしている姿勢と期待を県に伝えるため、町議会として行動していただいているものであることに心より御礼申し上げるものであり、大変心強いものであると感じております。

しかしながら、森内議員への回答の繰り返しにはなりますが、山下知事は、大型事業の見直しを公約に掲げ、公選の知事として県民の負託を受けられたものであり、知事が県政の方針として示されたことに対しては、その思いとして一定の理解をすることでございますが、県との連携協定や覚書に基づき真摯に取り組んできた事業であり、どちらか1者に決定権があるものではないと考えるものでございます。

続きまして、新型コロナ5類引下げについてのご質問にお答えいたします。

まず、診療体制や医療費についてですが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

移行に当たっては、各都道府県において、地域の実情に応じて、新たな医療機関における受入れ拡大の具体的な方針や目標を盛り込んだ移行計画を策定するよう求められています。奈良県においても、季節性インフルエンザと同様に幅広い医療機関が対応できるよう体制整

備が進められており、入院病床の確保及び入院先の調整については、医療機関と県が協力して実施することが示されています。

医療費については、健康保険が適用されることになり、1割から3割の自己負担が求められるようになります。ただし、急激な負担の増加が生じないように、本年9月末を期限とし、外来診療では高額な治療薬の費用に対し、入院診療では高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額することが示されています。

今後、感染者が増加した場合はどうするかというご質問ですが、5類感染症へ移行した現在、季節性インフルエンザと同等の扱いになることから、季節性インフルエンザ等が流行した際と同様の対応を行ってまいります。

ただし、新型コロナウイルス感染症が再び蔓延した際には、国や奈良県において対応がなされると考えられるため、三宅町においてはその対応に従って、町としてでき得ることを実施していくものと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 続きまして、私からは投票率の向上についてのご質問にお答えします。

なお、先ほどの渡辺議員、松本議員の一般質問と同様、ご質問の内容は選挙の執行に関するご質問と思われまます。あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、ほかの議員の皆様も一部同じようなご質問をされておりますので、今回の回答については、ほかの議員の皆様と同様の回答となる部分があることをご了承ください。

では、議員お尋ねの投票率を上げるためにどのような努力をしたのか、どうか考えるかのご質問ですが、町選挙管理委員会としましては、今回の選挙において、新人を含めた11名の方の立候補であったため、身近な選挙として町民の関心が自然と高まるのではないかと推測し、2週間前に行われた奈良県知事選挙における投票率を大きく上回るのではないかと期待をしていました。しかしながら、奈良県知事選挙では55.25%、町議会議員選挙では57.01%と低迷した結果となってしまう、非常に残念なことであると重く受け止めております。

特に、この結果を受け、町選挙管理委員会事務局といたしましても、様々な投票結果から統計データの分析や研究を行い、投票率の向上のため必要な対策を再検討すべきであると、改めて認識したところでございます。

つきましては、事務局にて、今回の町議会議員選挙とシャトルバスを運行していた近々の

選挙である2020年の町長選挙の投票率を比較してみました。第1投票区では7.51%の減少、第2投票区では6.49%の減少、第3投票区では16.5%と大きな減少となり、投票所が統合されたシャトルバス運行の対象地域だけではなく、運行の対象としない投票所についても投票率の大きな低下が見られました。

この結果から、事務局といたしましては、2021年の衆議院議員総選挙や2022年の参議院議員通常選挙だけではなく、今回の町議会議員選挙においても、投票所の統合やシャトルバスの廃止だけが投票率の低下を招く一番大きな要因となったものではないと推測しました。

ただ、多少なりとも影響が出たことも否定できないとも考えることから、渡辺議員への回答でも申し上げましたが、今後は、投票率の向上のため実証的な調査も必要であると考えており、その手法として、中長期的な側面から有権者数の動態を把握し、年齢や性別における区分別の調査とともに、環境向上に配慮した投票所の在り方の研究等、様々な調査をした結果を基に、交通弱者や高齢者への対応も含めまして検証してまいります。

特に、若年層の投票率の向上に向けての対策については、これまでどおり、選挙教育の一環として実施されています小中学生の明るい選挙啓発ポスターの募集、二十歳の集い等の各種イベント開催時における選挙啓発、選挙期間中の広報車による啓発活動とともに、次回の選挙からは、SNSやホームページを活用した情報発信とともに、庁舎玄関前に設置を今年度予定しておりますデジタルサイネージもフル活用することで、若年層世代の選挙への関心を高めていき、議員ご提案の他市町村の先進事例についても研究してまいりたいと考えております。

最後となりますが、町選挙管理委員会としましては、公職選挙法を遵守しながら、有権者の皆様に、政治意識の高揚、政治に関する情報提供の充実、投票を促す環境づくりを整え、投票率の向上に努めてまいりますので、議員のご協力をお願い申し上げ、ご質問への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず県立工科大学の予定地でありますけれども、買収はどのようになっているのでしょうか。全部県の土地になっているのでしょうか。どのようになっていますか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 県の連携協定に基づいて用地買収に協力してまいりましたので、私のほうから

買収の状況につきましては、3月で全て契約済みであります。一部物件の移転補償のある土地を残しまして、所有権のほうも既に県のほうに移転しておりまして、支払いも完了しております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 続いて、山下知事は5月8日の記者会見の資料によると、県立工科大学は予定されているが、必要なものかと思っている。また、少子化の中で既存の大学すら入学者の確保にも非常に苦労している。また、県内には、大学院だけだが、奈良先端大学があり、奈良女子大にも工学部ができた。奈良高専もあり、工科系の高等教育機関は既に存在する。さらに県が工科大学を造る意味がどこにあるのか。学生は都心に立地するキャンパス、都心にある大学を好む傾向がある。奈良県磯城郡というのは、例えば京阪神のエリアから学生を集めるには立地がよくないだろう。本当にこの県立工科大学というのがどのぐらい必要性があって、もし仮にやった場合に本当に成功するのか。学生が来るのか。大学の先生はどうやって集めるのか。近畿では、本当に奈良県の高校生もみんな京都府や大阪府、兵庫県の大学に行くわけじゃないですか。あえて奈良県に工科大学を造って、本当に奈良県の学生がそこに来てくれるのか問題があると思う。既にある奈良県立大学でも県内の学生が本当に少ないと聞いている。1割から2割とか、大半が他府県の学生と聞いているので、県が独自に県立工科大学を造る意味がどこにあるのかとの理由で、一旦予算を執行停止にするという判断に至った次第と発言されています。

三宅町は、何らかの施設を誘致する場合、山下知事の発言に対して、三宅町の取っているのはもっともだという反論をしなければならないと思いますけれども、どのように考えておられるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどから同様の質問がございまして、回答しているとおりでございますけれども、5月8日の、今、議員が発言された内容につきましては、知事が就任してすぐの思いを述べられて、この後、担当者から事業の説明というところが行われたというふう聞いています。それをもって、6月12日に方針というところを発表されるというふうにお伺いしていますので、その内容についてしっかりと注視しながら、見守っていきたいというか、12日の知事の見直しの内容を発表されるというところをしっかりと見ていきたいというふう考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 知事の発表を見て考えるということなんですけれども、実際に昨日の新聞報道によると、3町の田園都市構想は中止する方向というふうに報道されています。三宅町として独自の町づくりの構想で、三宅町の経済発展構想、子育てを含む住民の生活向上を図る構想を持つべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 町づくりにつきましては、総合戦略で既に戦略を立てて、町独自の施策としてはしっかりと取り組んでいるところでございますし、また、県の事業の進捗であったりこういった方向性かというところで、町独自の施策と連携をどうしていくかというところも考えていく必要があるかなと。そのためにも、12日のこういった見直しをされるかというところを注視して、連携できるかということも含め、今後、対話を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 総合計画として構想を持っているということなんですけれども、具体的に県のほうからこういう提案がされて、知事選挙で、今度新しく見直しをするという知事からの発言があって、三宅町としての町づくりの構想として、具体的にどういうふうな町づくりにしていくのかということが必要ではないかというふうに思います。

そして今、土地についても県の所有というふうになっているということですので、三宅町独自の町づくりの構想として、今の社会現象はどういう状態になっているのかということ踏まえていくべきではないかというふうに思うんです。

今、保育士さんや看護師あるいは教師が、資格を持っているけれども現場に復帰していない状況、また復帰できない現状、労働条件や待遇の低さ等が一方にあって、また、大学を卒業して就職したけれども、これでいいのかとって退職し、さらに専門の技術や学業を学びたいという方の専門学校が全国に今造られています。もし施設を造るとしても、三宅町の施設で学んだら就職もできるというような施設を造り、三宅町の発展に寄与するものにすべきではないかということをご提案しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症ですけれども、2020年から感染拡大防止の対策として教訓はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 教訓は、今ので分かりますか。もうちょっと具体的に。

○9番（池田年夫君） 新型コロナウイルス感染症が2020年から始まって、もう3年になるん

ですけれども、終息状況にあるんですけれども、その間の三宅町が取ってきた教訓、また県のほうが取ってきた教訓で、三宅町がそれを教訓として、今後どのようにそれを発展させていかなければならないのかということが今問われていると思うんです。そこで、三宅町としてのそういう分析はされていないのですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 教訓というか、見ている中ですけれども、やっぱり手洗い、うがいという基本的な対策というのが非常に有効であったなというふうに思います。これは季節性インフルエンザも同様で、様々な病気に対して手洗い、うがいの徹底というところをしっかりとしていくというのが基本になってくるかなと。この基本をしっかりと守っていくということが様々な病気に対する予防になっていくかなと。これに対しては、5類になったから手を緩めるというよりは、今までの有効であるところの対策というところはしっかりと取り組んでいくという啓発もしていきたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、町長が言われた、3密を避けるとか、手洗いとか、そういうことだと思うんですけれども、実際に町として過去3年間の経緯を見て、今の県の保健所の体制だとか、あるいは病院の体制だとか、いろんなことが言われると思うんですよ。そういうことを含めて、三宅町として具体的にこの3年間の経緯を総括して、こういう教訓が得られると、今後もしこういう感染症が起こった場合に、それを生かしていくべきではないかというふうに思うんですよ。

そういうあれがなかったら、今後、こういう感染症なんかが起こった場合の教訓として生かすべきというか、そういう発展性がないと、県やほかのところが言うたらそれだけやっていけばいいということになるのではないかと。町として具体的にそれを分析して、生かしていくという姿勢が必要だと思うんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 感染症対策の部署として、今回の新型コロナウイルス感染症の県とのやり取りといいますか、県との関係性の中で感じているところですが、今後、要望というまではいかないですけれども、今後も県のほうに申入れしていきたいということについては、今回、このパンデミックにおいて予想以上に感染者の方が増加しました。その結果、自宅療養という形で、病院に入院できずに、またホテル療養も取らずに、自宅で療養される方がかなりの人数いらっしゃいました。その中で、自宅療養の方について市町村

のほうに情報が全然下りてこなかったという状況があります。

そういった中で、今回、市長会のほうですとか町村会のほうから奈良県知事に向けて、そういう自宅療養者に関する情報提供について申出のほうをいたしましたけれども、今回は、都道府県として、奈良県として対応したいということで、市町村のほうには情報提供されなかった状態です。

ただ、私たちとしましても、感染症対策という部分で、自宅療養されている方の状況も気になりますし、また、外出について自粛という行動制限されている方たちですので、自宅での食事面であったりとか療養面であったりとかというところでは、市町村として何か手助けといいますか、支援ができるのではないかとというふうにも考えるところですので、今後、また県のほうともそういったことで、保健所のほうとかと協議をしてまいりまして、市町村として何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 新型コロナウイルスの感染者なんですけれども、6月に入って三宅町の中でも発生しているという事例をつかんでいるんですけれども、このようなことについても、今答弁でもありましたけれども、県のほうからそういう数字がなかなか市町村へ入ってこないということですので、その実態がつかめないという状況になっているというのが現状だと思うんですよ。

そういうことを含めて、三宅町だけじゃなしに、ほかの市町村についてもそういう実態が、県のほうで集約したら、それについて市町村のほうに、資料なら資料として、今こういう状態になっていますよということを報告するということが求められるんじゃないかと。また、それについては市町村からもそういう要望を県のほうに上げていくと、あるいは国のほうにも上げていくということが必要じゃないかなというふうに思うんです。これについてはそういう要望をしておきたいと思います。

次に、選挙の投票率アップの問題ですけれども、選挙に対する物事の考え方ということが必要ではないかというふうに思うんです。選挙は住民の基本的権利を発揮する場であります。また、そこに従事する人についても、選挙に対して住民をどのように参加させていくのかというのが、公務員自身である町の職員自身、あるいは住民に奉仕するという観点から、投票率をアップさせるためにどのような方策が必要なのかということ肝に銘じて考えていく必要があるのではないかとということを提起して、一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、3番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鱒実希子君。

○3番（川鱒実希子君） 議長のお許しを得たので一般質問します。皆さん、かなりお疲れでしょうけれども、私で最後ですので、よろしくお願いします。

私からは2点あります。

1点目、なぜ電子申請を進めないのかについてです。

現在、住民が三宅町に何か申請しようとする、ホームページに申請書が掲載されているものといないものがあります。例えば、補装具の交付・修理や精神障害者医療費助成金などの申請に使う申請書は掲載されておられません。代わりに「申請書は健康子ども課にあります」とホームページに記載されています。去年からこの業務は住民福祉課に移管されたにもかかわらず、健康子ども課のままになっている点も問題です。

申請書がホームページに掲載されていても、多くはPDFファイルなので、結局、プリントアウトして手書きすることしかできず、役場に行って置いてある書類に書くのと大差ありません。

例えば県庁に助成金を申請する場合、申請書の様式はホームページにワードかエクセルで用意されており、それをダウンロードして保護モードを解除すれば自由に申請書を作ることができます。それをメールに添付して送信すれば申請完了です。郵送の必要はありません。

実績報告も同様で、添付書類の領収書のみ郵送します。領収書などを事前に審査してほしい場合は、写メに撮って送信すると事前に審査してもらえます。このような電子申請が可能になれば、役場に行かずに24時間申請できるため、住民にとっては大変便利です。職員にとっても窓口対応が減り、自分のペースで業務ができます。

第2期総合戦略の期限である令和9年度までにデジタル化や既存事業の見直し、業務のすみ分け等により、町全体の業務量を1から2割削減するという目標実現のためにも、この電子申請ができるようにすることは必要だと思います。

そこでお尋ねします。DX推進をうたっているが、申請書の様式を全てホームページ上にアップしていないのはなぜですか。アップしているものも大半が手書き入力しかできないPDFファイルなのはなぜですか。全ての申請書のファイルをワードやエクセルにして電子申請できるようにしないのはなぜですか。全庁的にイベント申込みをQRコードにしないの

はなぜですか。町長の考えをお聞かせください。

2点目は、投票所へのシャトルバスをなぜ廃止したのかについてです。

全国的に投票率の低下が問題になって久しい中、意識の高い自治体では、商業施設に期日前投票所を設けるなど工夫を凝らしています。

日本一投票率の高い山形県遊佐町では、20年前から少年議会という取組を行っています。町の予算45万円を充てて、町内在住の中高生から実際に選挙で少年町長と少年議員10名を選出し、政策を立案してもらい、実現できるものは実現するというものです。これにより、議会や行政に子供の頃から関心を持つようになり、高い投票率を実現しています。また、投票所内に小さな子供向けのくじ引きを用意して、ちょっとした景品が当たるようにして、子供連れが投票所に行きやすくなるという工夫もしています。こうした投票率を上げる努力は、民主主義を健全に維持するために必要な努力であると言えるでしょう。

ところが、三宅町は、今春の知事選挙からシャトルバスの運行を廃止してしまいました。このバスは、3年前の町長選挙のときに東屏風と小柳の投票所を廃止した折、その代替措置として登場したものです。当時、議会では投票所の廃止そのものに反対意見もありましたが、バスがあれば選挙権は保障されるという論理で一蹴されました。そのバスが廃止されてしまっただけでは、選挙権は保障されなくなったのではないかと疑問が残ります。しかも、今回シャトルバスを廃止するに当たっては、事前に議会への説明すら行われませんでした。

私は、シャトルバスは廃止すべきではなかったと思います。バス運行に要する経費は、民主主義のコストとして払ってしかるべきだと思うからです。残念ながら投票率は、前々回の71.73%から57.01%へと大きく14.72ポイントも下がりました。低下の全てがシャトルバス廃止の影響とは思いませんが、影響が全くなかったとは言いきれません。それどころか、最も選挙に行く層である高齢者には深刻な影響を与えたと思います。

そこでお尋ねします。今回、シャトルバス運行を廃止するに当たって、地元自治会への説明はいつどのように行いましたか。議会に対して説明がなかったのはなぜですか。そもそもシャトルバスを廃止したのはなぜですか。選挙権は大切な国民の権利ですが、これについて町長はどのように考えていますか。今後シャトルバスを復活させる考えはありませんか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員の一般質問にお答えいたします。

なお、なぜ電子申請を進めないのかのご質問については、私のほうからご回答申し上げ、

投票所へのシャトルバスをなぜ廃止したのかについては総務部長が回答いたします。

さて、行政手続のオンライン化については、令和元年5月、国において通称デジタル手続法が施行され、各地方自治体において原則オンライン化が努力義務とされました。

さらに、令和2年、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、自治体の行政手続のオンライン化の取組方針により、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指し、原則、全自治体で、特に国民の利便性の向上に資する手続である31手続を対象として、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするオンライン化を進めるとされ、国においてもそれぞれの取組が進められてきました。

本町におきましても、DX改革を少しずつですが取り組んでいるところでございます。例えば一部の課では、ホームページの各種申請手続の様式において、PDFファイル形式からパソコン等による入力が可能となるワードやエクセルといったファイル形式への変更や、政策推進課や教育総務課では、イベント等への周知において、チラシにQRコードを添付することや、参加申請や申込時にグーグルフォームを活用した登録フォームを活用することで、事務の効率化と共有化を図っております。

また、全庁的には、住民基本台帳が基軸となる住民情報システムにおいて、電子申請手続の検討を早急に進めるよう指示をしており、本年度中には、国が奨励する31の手続について、マイナポータルサイトのぴったりサービスにより手続ができるよう、一つ一つ確実にデジタル化を進めているところでございます。

もちろん、行政におけるDX改革の推進についてはまだまだ試行錯誤の途中であり、ITを構築管理できる人材の不足、ITを活用する改革意識の低さ、分権的な行政機能や業務プロセスの見直し、デジタル手続ができない人への対応と、行政共通の問題であったり実務的な問題としてはデジタル化ができない手続、例えば資料の添付が原則であったり申請の多くが代理人であるもの、中には条例、規則等において制約があるもの、システムの導入に時間を要するものが数多く存在し、デジタルオンライン化の課題となっております。

特に、オンライン申請を行う上で、マイナンバーカードの利用も必然であり、全体的にマイナンバーカードの利活用を研究調査していく必要があることから、カードの普及状況や国の動向を注視し、先進自治体の導入事例も参考に研究しながら、段階的に計画的にデジタルオンライン化を進める必要があります。

当然、これからも行政手続のオンライン化は、閉庁時の利用とともにどこからでも利用可

能であることや、自分自身の申請状況をすぐに確認でき、パソコンやスマートフォン等で手続が完了できるようにすることで、住民サービスの充実、業務の効率化、職員の働き方改革を目指すべきものでございます。

このことを踏まえ、本年度は、令和4年度3月補正予算としてご可決いただきました繰越事業のデジタル技術を活用した情報発信向上事業においては、約6,600万円の予算をかけ、DX関連事業を進めることとしております。特に、その中の一つの事業であります町の公式ホームページについては、以上のことを踏まえ、再構築を計画しており、利用する全ての方々に対し、今まで以上に見やすく、分かりやすく、優しいホームページを提供できるよう進めてまいります。

最後になりますが、いずれにいたしましても、本町におきましては、デジタルディバイド情報格差を意識した紙ベースでの手続も残しながら、オンライン化を進めるため、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現に向け、書かない役場を目指してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 続きまして、私のほうからは、投票所のシャトルバスをなぜ廃止したのかのご質問にお答えします。

なお、先ほどの渡辺議員、松本議員、池田議員の一般質問と同様、ご質問の内容は選挙の執行に関する質問と思われれます。あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。また、池田議員への回答時にも述べましたが、他の議員の皆様も一部同じような質問をされておりますので、今回の回答については、ほかの議員の皆様と同様の回答となる部分があることをご了承ください。

では、まず議員お尋ねの地元自治会への説明はいつどのように行いましたか、議会に対して説明がなかったのはなぜですか、そもそもシャトルバスを廃止したのはなぜですかとのご質問ですが、投票所へのシャトルバスの運行については、議員ご指摘のとおり、2020年の町長選挙により、小柳地区に設置していた第2投票所と東屏風地区に設置していた第5投票所を第1投票所として統合することにより、両地区の有権者の利便性と負担軽減を目的に運行されたものでございます。

最初の2020年の町長選挙では、小柳地区で5名、東屏風地区で10名の計15名の利用でございました。その後、2021年の衆議院議員総選挙では12名、昨年、2022年の参議院議員通常選挙時の利用者は4名で、午前中のみのご利用であったようでございます。さらに、運行のた

めの経費につきましても、毎回10万円程度の委託料とともに、乗降時の安全確保のために職員の配置を行い、運行してまいりましたが、このような実情も踏まえまして、本年3月に開催した町選挙管理委員会において、奈良県知事選挙より運行停止することを決定したものでございます。

ただ、本件について、発着の停留所となっていた東屏風体育館及び小柳公民館分館の町内掲示板での周知や、投票前のお問合せに関して個別に対応させていただきましたが、改めて地元自治会や議会への説明も行っておりませんでした。事務局としましては、少なからずもう少し皆様に丁寧な説明を心がけるべきであったと反省するところでございます。

さて、シャトルバスの運行停止が、議員おっしゃるように、事務局としましては投票率の低下の原因が全て影響したものとは考えていません。また、低下の背景には、その時期の社会情勢や政治的課題、有権者の意識など、様々な社会的要因が考えられるものであり、県内や全国の自治体で共通の課題であると認識しております。

また、池田議員のご質問でもお答えさせていただいたとおり、今回の投票率の低下についても、シャトルバスの運行対象であった地域だけではなく、運行の対象としなかった地域の投票所においても、それ以上の大きな低下も見られるため、事務局としましては、委員会での決定を尊重し、シャトルバスの復活は考えていません。

しかしながら、多くの選挙の中でも、町長選挙や町議会議員選挙は、直接自らの町に有権者自身が関わりを持ち、身近な候補者の人物や政見、政策を判断できる目から一票を投票することで、選挙の公正、健全を達成できる選挙であることから、公共事業としての費用対効果や少数利用の実情は別とし、今後は、空車配送を生むシャトルバス方式ではなく、その他の様々な有効な手法を研究し、交通弱者や高齢者に配慮することができる優しい運行手段を検討していくべきであると考えております。

○議長（辰巳光則君） 川鱈議員、再質問。

川鱈議員。

○3番（川鱈実希子君） では、最初に2点目の投票率の問題のほうから質問させていただきます。

もうさんざん今まで質問が出尽くした感がありますので、私は未来志向で、来年の夏に行われる町長選挙に向けてぜひ改善していただきたいなと思う点を述べさせていただきます。

1つは、先ほど渡辺議員もおっしゃっていましたが、移動投票所というんですか、あれがもしできるものなら、空車を配送するシャトルバスよりは、はるかに効率よく投票率向上に

一役買えるんじゃないかなと思います。だからそれをぜひ検討していただきたい。

それから、防災無線での呼びかけというのはどうなのでしょう。うちがすごく田原本町に近いもので、今里自治会の防災無線がががが入るんです。朝から、これでもかというぐらいに、今日は投票日なので投票に行きましょうって。やっぱりあれぐらい、いたたまれなくなるぐらい言うのも、一つ有効な手じゃないかと思います。

また、もう一つ、来年、AsMamaが果たして、局長、やっているかどうか分かりませんが、アズママという買物支援とかをやっているのがあるので、それを例えば選挙のときに投票所まで送りますよというので、全町的に呼びかけて、アポを取ったりするのも手じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） いろんなご意見ありがとうございます。

今、私が、3点の中で思いますのは、移動投票所につきましては、池田議員のご質問でもありましたとおり、やっているところもあるのは存じ上げてはいるんですが、なかなか3館で利用されているものであって、私どもとしては、投票の秘密性とかが確保できるかどうか、いろんな面に対策を練らなければ、普通にそこへ行って投票してくださいと、単純なものではないと思っています。今でも3つの投票所においては、秘密性の確保とか公平性とか、そういうことも配慮しながら投票所の運営をしている状態でございますので、その辺の課題をまづクリアしなければならないかなとちょっと心配をしております。

あと、2つ目の防災無線の利用なんですが、私も田原本の住民でございますので、自治会の放送を使っておられるのはもちろん存じ上げております。防災無線の利用上、もちろん災害やそういうことに特化した無線でございますので、利用方法については、ほかのことでもそうですが、安全・安心なことを考えればいろんな議論がされている放送でもございます。絶対駄目だという話ではないかもしれないのですが、その辺のことも踏まえながら検討していかなければならないと。

ただ、今回、選挙公報車で放送して回ったというのも聞いておりますので、その回数を増やすなりいろんな対策を、無線に代わるとか、そういう放送に代わるものをいろいろ考えればいいかなとも思います。

それと、3点目の買物支援ということで、そういうことをご利用して、運行の手助けというご意見だったと思うんですが、シャトルバスの運行につきましては、さっきも言いましたように、なかなか空車を生んでいる状態もありましたので、どうかなと、選挙管理委員会と

しては議論になったものだと思っているのですが、今、選挙管理委員会が事務局として、委員会として諮ったわけではございませんが、事務局として、予約制というようなやり方ですね。何時にここへ何人乗せられますよというようなご案内を、予約制のような公用車等を利用した、タクシーもありますけれども、そういうものを利用した高齢者や交通弱者に優しい交通手段を検討できないかなという話も、私のほうには耳に入っています。

実現できるかどうかというのは、課題いろいろあるとは思いますが、その辺も踏まえまして、川鯨議員からいただいた意見もご参考にさせていただきながら考えていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 川鯨議員。

○3番（川鯨実希子君） どうかよろしくをお願いします。

続きまして、最初の、なかなか三宅町のデジタル化が進んでいないなというのは、私も日々感じています。

まず、一番大きく感じているのがすごくホームページが使いづらい。ちょうどここに、先ほどの町長の回答の中に、今年度、町の公式ホームページの再構築を計画しているというのを見て大変うれしく思いました。本当に使いづらいんですよ。何か必要な様式とか、その様式の名前を入れて検索を押しても、絶対にヒットしないんです。それとか、さっき私、試しにやってみたんですけども、広報を見たいとしますよね。三宅町のホームページを開いて、令和5年5月広報と入れても、検索結果0件と出ますからね。なので、ぜひこういうことが解決できるようにしてほしいというのが1点と。

それと、私の思いは、先ほどの町長の答弁でかなり伝わったなということは分かるんですけども、何分スピード感を持ってやってほしいんです。例えば、一部の課ではホームページの各種申請手続の様式において、PDFじゃなくワード、エクセルでやっている。確かにそういう課、一部であります。一部でできることがなぜ全部でできないのか。トップがやろうと言ったらすぐできるんじゃないかと思うんです。本年度中にやりましょう、皆さんと。だって、そもそもの様式は、必ずワードかエクセルで作っているはずなんですから。あとはアップすればいいだけなんですから。なので、そういうスピード感を持ってやっていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（辰巳光則君） 回答はいいですか。

○3番（川鯨実希子君） 一言お願いします。

○議長（辰巳光則君） 今の貴重なご意見をいただいて。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 川鯨議員おっしゃるとおりだと思います。しっかりと全庁的に取り組む課題ですし、また、町の公式ホームページの改変に当たってそういったところの視点も入れながら、全庁的により使いやすくしていくことは必要であるというふうに考えています。また、こういったところ、費用をかけずにできるところをしっかりとやっていくということも大事な視点かなというふうに思っています。

デジタル化が進んでいない現状としては、やはりフルセットで使いこなせないシステムで、維持管理費が非常に高価であるとか、そういった課題も、今後、全部デジタル申請とかにし ていくと、そういったシステムの維持管理費というところも課題になってきたり、また様々な、今、三層分離ということで、ネットワークの分離というところも行政の中で行われているというところで、様々な課題がある中で、そういったところも併せてしっかりと、これからデジ庁も動いてきていますし、国のほうでもそういったデジタル手続というところを進めていますので、まず費用をかけるところもしっかりと、町として必要な費用というところもしっかりと見極めるところと、川鯨議員おっしゃるように、費用をかけずにできるところというのを早急に取り組むというところで、併せて両軸で取り組んでいく必要があるかなというふうに思いますので、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） これで川鯨実希子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

なお、明日10日より18日までは各常任委員会開会のため休会とし、6月19日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時37分）

令和5年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和5年6月19日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

辰 巳 光 則	瀬 角 清 司	梅 本 睦 男
久 保 憲 史	川 鱒 実希子	松 本 健
渡 辺 哲 久	森 内 哲 也	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康子ども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田 中 修 三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員 川 鱒 実希子 4 番 議 員 瀬 角 清 司

令和5年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和5年 6月19日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- (1) 総務建設常任委員会委員長報告
 - (2) 福祉文教常任委員会委員長報告
- 追加日程第1 選挙第8号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第2 動 議 三宅町民に対して説明を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年6月三宅町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る6月9日の本会議において常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、6月12日午前10時より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、報告させていただきます。

去る6月9日、第2回定例会本会議において、総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について12日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算案についてです。

歳入のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費においては、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施額確定に伴う返還金として263万5,000円の増額補正が行われております。

目2交流まちづくりセンター費では、M i i M oを拠点に活動する地域おこし協力隊2名の増員に係る経費と募集PRに要する経費として750万3,000円の増額を行うとともに、地域活性化起業人制度を活用した人材派遣負担金の見直しとして803万6,000円の減額、合わせて

53万3,000円の減額補正が行われています。

目8財政調整基金費では、令和4年度に行われた磯城郡水道企業団の施設整備事業、広域連絡管整備事業のうち、一般会計出資債の借入れと令和5年度以降に発生する一般会計出資債の元利償還金に対する奈良モデル補助金分の公債償還金積立金として130万5,000円の増額補正が行われております。

款2総務費、項5統計調査費、目2指定統計調査費では、経済センサス調査区管理事務に係る経費として5,000円の増額補正が行われております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民の生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域振興券を全住民に配布する消費喚起支援事業に係る経費として4,112万8,000円の増額補正が行われております。

総務部関係では、一般会計における人件費について、人事異動等に伴う人件費の過不足調整に伴う予算として68万4,000円の増額補正が行われております。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費では、八軒屋解体工事管理業務と解体工事を実施するため、事業関係委託料で188万1,000円の増額、工事費で4,094万2,000円の増額、合わせて4,282万3,000円の増額補正が行われております。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費では、道路交通法の一部を改正する法律のうち、令和5年7月1日から特定小型原付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されることに伴い、一定の要件を満たす電動キックボード等は特定小型原付自転車として定義され、新たな交通ルールが適用されることから、新たに特定小型原付自転車の標識、ナンバープレートを作成する費用として44万9,000円の増額補正が行われております。

続いて、歳入のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金において、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,393万9,000円の増額補正が行われております。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務委託金では、経済センサス調査区管理事務に係る経費の交付金として5,000円の増額補正が行われております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、八軒屋解体工事管理業務と解体工事の実施及びその他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要に講ずる財源に充てるため、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金6,900万円

の増額補正が行われております。

目2公債償還基金繰入金では、令和4年度に借入れを行った一般会計出資債の元利償還金に充当するため、公債償還基金繰入金を取り崩し、一般会計に繰り入れる公債償還基金繰入金64万7,000円の増額補正が行われております。

款21町債、項1町債、目1総務費では、過疎対策事業債ソフト事業分の発行限度額算定に伴い、230万円の増額補正が行われており、ローカルスタートアップ事業に対する充当となっております。

まちづくり推進部関係では、款15県支出金、項2県補助金、目1総務補助金において、令和4年度に行われた磯城郡水道企業団の施設整備事業、広域連絡管整備事業における水道事業会計繰出金のうち、一般会計出資債の借入れに対する奈良モデル補助金として128万円の増額、令和5年度以降に発生する一般会計出資債の元利償還金の奈良モデル補助金として2万5,000円の増額、合わせて130万5,000円の増額補正が行われております。

以上が令和5年度一般会計第4回補正予算案であり、以下、次のような質疑を行いました。

みやけイノベーション推進部関係では、財政調整基金繰入金の主な充当事業についてを、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況などについてを、ローカルスタートアップ事業の内容についてを、地域おこし協力隊の増員と地域活性化起業人の活用見直しについてを、また、地域おこし協力隊の採用状況についてを質疑いたしました。地域活性化起業人の活用1名分を中止とし、その分を新たな地域おこし協力隊2名分として活用する、そういった回答を受けております。

増額補正が行われた公債償還基金積立金についてはその趣旨を、消費喚起支援事業に係る経費の内訳についてを、また、消費喚起支援事業の実施方法や実施に至るまでのメリット等を比較検討することについてを質疑いたしました。そこでは、買物弱者のために三宅町内に来てくれている移動スーパーのとくし丸による販売において、今回発行される地域振興券は町内での買物扱いとなり、地域振興券の全額をその移動販売で使用できるといった回答を受けております。

総務部関係では、一般会計における人件費について、令和5年7月1日付にて国から受け入れる職員が定数内職員に区分されるのか、あるいは定数外職員に区分されるのかを、また、職員の受入れに至る経緯や町としてのメリット、当該職員の配属先などについてを、八軒屋の跡地利用と現段階の方向性についてを、また、八軒屋解体工事に関連した内容についてを質疑し、解体工事についてかなり高額な費用になったことの原因は、アスベストが見つかり、

その処理に大きな費用がかかるとのこと、解体後の跡地活用については、市街化調整区域となっており、地権者と協議の上、決めていくということで、今後の検討課題であることを確認しております。

また、特定小型原付自転車の標識、ナンバープレートを作成する予算の積算過程についてを、また、補正予算を計上する金額の基準などの質疑を行い、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第31号です。

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定案については、町内の農地にて金ゴマの栽培を行っている生産者が、販路拡大等を目標に官民連携により導入した焙煎機を使用する際に、焙煎機による焙煎100グラムにつき200円の手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものであります。

手数料を徴収するに至った経緯、手数料を徴収した場合、焙煎機を使用する生産者がいるのか否か、どのくらい焙煎機を使用する見込みを想定しているのかなどについて質疑を行い、また、使用に当たっては目的を明確化し、要綱を定めて誰にでも示せるような形にすることが大切ではとの意見もあり、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

最後に、議案第32号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、原動機付自転車の種別割の税率について、新たに特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等が定義されたことに伴い、三輪以上の原付自転車の税率区分の改正、軽自動車税の環境性能割額及び種別割額について、規制を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に負担する割合を変更する改正、令和6年度から、国税である森林環境税が導入され、町が個人町民税所得割額及び均等割額の課税と併せて賦課徴収の事務を行うことに伴い、その方法について規定する改正、給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の追加を行う改正であり、森林環境税の導入に伴う改正の目的等を中心に、また森林環境税に関連した質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

以上が総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案1件、条例案2件の概要であり、慎重審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたし

ます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、6月12日午後1時30分より開催されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川鱈実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川鱈実希子君） 去る6月9日第2回定例会本会議において福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、12日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算案について、歳出のうち住民福祉部関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の実績額確定に伴う返還金として593万4,000円、令和4年度価格高騰緊急支援給付金事業費の実績額確定に伴う返還金として246万1,000円の増額補正が行われており、また、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する低所得世帯支援給付金事業費として2,862万9,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款3民生費、項2児童福祉費、目6幼児園費では、令和5年3月末に退職した正規職員2名と会計年度任用職員2名の補充を行うに当たり、会計年度任用職員の募集による応募が皆無であったことから、人材派遣会社から人材を派遣する方法に切り替えるため、会計年度任用職員1名分の人件費として177万2,000円を減額、3名分の人材派遣委託料として936万6,000円を増額、合わせて759万4,000円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、三宅小学校が令和5年度のリーディングDXスクール事業の実施校として文部科学省から指定を受けたことに伴い、GIGA端末、クラウド環境を活用し、端末の活用状況を把握、分析するとともに、日常授業の改善を中心とする効果的な実践例の創出、モデル化を実施する事業費として26万8,000円の増額補正が行われています。

款10教育費、項5社会教育費、目3社会教育施設費では、文化ホールの照明設備の一部が経年劣化により故障したことから、照明設備の改修事業費として330万4,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入のうち、住民福祉部関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金では、低所得世帯支援給付金事業の事業費及び事務費補助金として2,862万9,000円の

増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款14国庫支出金、項3国庫委託金、目8教育委託金では、リーディングDXスクール事業の委託金として26万8,000円の増額補正が行われています。

以上が令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民福祉部関係では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の実績額確定に伴う返還金の要因とその内容についてを、低所得世帯支援給付金事業の対象となる世帯についてを、また、世帯を単位とする支給方法の実効性についてを、健康子ども局関係では、幼稚園における会計年度任用職員の人件費に関する管理部署についてを、また、雇用方法に関する条件とその内容についてを、教育委員会事務局関係では、リーディングDXスクール事業の内容と先進地視察先などの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教常任委員会に付託を受けました補正予算案1件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 議案31、手数料徴収条例の改正について反対の立場から、議案32、町税条例の改正について反対の立場から、併せまして、議案30、補正予算については賛成ですが、一言申し上げさせていただきます。

まず、議案31、手数料徴収条例の改正について。

これはゴマの焙煎機に使用料100グラム当たり200円を設定するというものですが、委員会でその背景や意図を問いましたが、全く意味が不明でした。

現在は無償であること、有償にしないと営業に使用できないわけではないこと、手数料の設定が、維持費の年間2万円を、年間使用予定10キログラム想定から100グラムにつき200円とし

たこと、現在のところ、100グラムの焙煎を200円で行うと言っている人はいないことから、現時点での有償化は時期尚早と考えます。

続きまして、議案32、町税条例の改正についてです。

森林環境税の仕組み自体は国が決めたことで、国税として法律で定めたものであることは承知の上で、それに従う本条例の制定に反対します。

森林環境税は国税であり、住民税均等割の仕組みを用いて徴収というものですので、たとえこの条例が否決されようとも、何らかの形で国税として徴収されることになるものと思われます。ということで、これは町のレベルで、この税の在り方の理念の議論を行わせていただきたいと思います。

森林環境を守ること自体には全く異論はありません。ただ、この税の集め方が住民税均等割に一律1,000円上乗せという、あたかも人頭税のようになることに違和感を禁じ得ません。このような特定目的のための税は、森林環境保護に反する行為を抑制するために課税することが通常であります。例えば、道路財源にはガソリン税を充てるといったようなものです。森林環境保全であるならば、例えばCO₂排出に関連するところに課税するなどが本来の在り方だと思います。

次に、森林環境保護という事業遂行のために安定財源が必要という論理で住民税均等割に一律上乗せという形になったという話がありますが、これは税というものの自体の誤解からくるものと考えます。税は事業遂行のための財源ではなく、社会のお金の流れを適正化するためのものであります。それが本来です。

加えて、この税は、東日本大震災の復興のために設定された復興特別住民税が10年の期限を終えたそのタイミングで、その延長を見越してつくられたという本末転倒の税であること。

結論として、このようなやり方で住民の負担増をするのではなく、国が財源を工夫して、同じ財政支出を国民負担せずに行うべきであることから、本条例に反対します。

続きまして、議案30、補正予算ですけれども、その中の消費喚起事業についてです。

1人当たり一律5,000円を支給するというものですが、これが4,112万円ということになっていますが、このうち3,400万円が実際にお金を配る分、それを配るための手数料、印刷代、郵送料の合計が700万円。3,400万円を配るに当たって700万円の手数料を使っております。これは1人当たりになると、5,000円配るのに1,000円の手間をかけているということになります。

そういうことで、こうなっているということをも十分認識した上、効果を発揮するように遂行をお願いしたいということを一言付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第30号 令和5年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第31号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

ここで一旦、暫時休憩いたします。

（午前10時 分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

本日の議事日程に追加案件として選挙1件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙1件を追加することに決定しました。

追加の議事日程及び議案書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議事日程及び議案書配付）

○議長（辰巳光則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎選挙第8号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 追加日程第1、選挙第8号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第85条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第85条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（辰巳光則君） ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第85条の規定により、立会人に、5番議員、松本 健君、6番議員、渡辺哲久君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付しておりますとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

(投票用紙配付)

○議長(辰巳光則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(辰巳光則君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(辰巳光則君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に指名いたしました5番議員、松本 健君、6番議員、渡辺哲久君の開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(辰巳光則君) 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票8票、無効投票1票。有効投票中、中川靖広君4票、森口 孝君0票、坂本博道君2票、松田哲子君2票。

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(辰巳光則君) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

渡辺議員。

○6番(渡辺哲久君) 動議を提出します。

地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、三宅町民に対して説明を求める意見書を会議の議題として提出し、本会議において採択することを求めます。

○議長(辰巳光則君) 提出者以外に2名の賛成者は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(辰巳光則君) ただいま渡辺哲久議員から三宅町民に対して説明を求める意見書についてを日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議には2名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

お手元の追加議事の日程に追加してください。

◎三宅町民に対して説明を求める意見書の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 追加日程第2、三宅町民に対して説明を求める意見書についてを議題とし、提出者の渡辺哲久議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺哲久君。

○6番(渡辺哲久君) 意見書案の朗読をもって提案に代えます。

三宅町民に対して説明を求める意見書。

令和5年6月12日、山下真奈良県知事は、大和平野中央田園都市構想の事業について中止すると発表しました。

三宅町では、大学が来ることを楽しみにしている町民が多くいます。過疎の町・三宅に若者が来て学び育ち、巣立っていくことはうれしいことです。

すでに近鉄石見駅前が存在する奈良県立高等技術専門学校と一体になって社会人の学び直しの場にもなれると言われてきました。また新しい技術で新しい仕事を生み出すことも期待されています。それによって若者の県外流出に歯止めがかかり、住んでよし、学んでよし、働いてよしの奈良県に変えてゆき、三宅町のみならず中南和地区が元気になっていく事業だと考えます。

だからこそ地元のみなさんは、この構想に期待して土地を提供してきました。町も三宅町議会も必要な町道の整備を予算化しました。三宅町と県とは覚書や協定を結んで事業を進めてきました。三宅町と三宅町民のこの努力、加えてこれまで積み上げてきた奈良県と三宅町を含む磯城郡3町との議論（三宅町においては県立工科大学の設置について）も大切にしてくださいようお願いします。

中止になった事業に代わる取得済みの土地の利用が具体化されていない現状を鑑み、以下決議します。

1. 6月12日の山下知事の発表で、多くの三宅町民が納得したとは言えません。県として土地を手放した地権者およびこのプロジェクトを見守ってきた三宅町民に直接説明を求めます。

2. 県は「若者や女性の働く場の創出、県内産業力の強化、県民の健康増進、暮らしやすさの向上」というプロジェクトの当初の視点を残し、令和3年5月27日に締結した奈良県と三宅町との協定書にある「第2条取組事項」及び、令和2年10月11日に締結した覚書にある「2. 協議事項」を尊重したまちづくりに取り組むことを求めます。

3. 上記の協定書にある「第4条協定の変更」及び、上記の覚書にある「3. 協議の進め方」に基づき、県と三宅町で協議することを求めます。

令和5年6月19日。

奈良県知事、山下真様。

三宅町議会。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま渡辺哲久議員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

森内議員。

○7番（森内哲也君） 議員の皆さん、どうか思い出してほしいと思います。

このプロジェクトが始まって、我々の町に大学がやってくるよという、そんな話を聞いたときにやっぱりうれしいとか、感動したと思います。三宅町の未来が変わるチャンスだと信じたのではないのでしょうか。

しかし、こういったことが、新しく知事が替わられて、やめるという言葉とともに消え去ってしまいました。これが政治の現実だということで、他人事のように扱っていないのでしょうか。私たち政治家である議員が黙ってしまうことは、結局のところ、議員は何も考えていなかったのかと受け取られかねないと思っております。住民の皆さんには、全て他人に委ねて、私たち議員が何もしなかったと思われてしまうのではないかと思っております。

もしこの意見書に反対の意見がある方は、ぜひこの機会に考えを表明していただけたらと思います。住民さんから、何である議員反対なのと私尋ねられることも多くて、困ったりしているのも、もし違う意見があれば、いろんな意見があっていいと思いますので、ぜひこの場でと思っております。

今、取得された土地をどのように使うのかというのもまだ発表もされていない、そういう段階なので、新しい県知事に説明してほしいというこの意見書に私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） これについて反対の討論を行います。

この意見書の文面にも書かれているんですけども、「三宅町を含む磯城郡3町との議論（三宅町においては県立工科大学の設置について）も大切にしてくださるようお願いします」ということは、この件についても、工科大学を念頭に置いてやってくれということになっているわけであります。

そしてまた、項目の1番目にある、住民に説明せよということは当然のことであります。

そして、2番目についても、覚書とか、協定書の中身についてよく見てみますと、大学を

つくってくれというような中身になっておりますし、田園構想ですか、そういうことを念頭に置かれているというような意見書ということになっておりますので、この文案について反対といたします。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 討論させていただきます。

12日の発表で、山下知事は選挙で政権交代した、民主主義のプロセスを踏んでいるというような説明をしておられました。ただ、住民は全権を委任したわけでないのは明らかです。

私の認識では、大型プロジェクト事業の再検討というのを山下知事はうたっておりましたが、その中で明言されていたのは、近鉄奈良駅高架、五條の滑走路、リニア駅間空間というのが挙がっていましたが、大和平野という明言を私は聞いたことがございません。また、あくまでも再検討、大型プロジェクト事業の再検討に過ぎません。山下知事に投票された方もこの先の民主的な行政に期待したことが多かったのではないかと思います。

それから、町長は議員との全員協議会で、知事の説明に対して一定の理解を示したと説明しております。また、町長は、町長自ら町民の前で状況の説明をしないのですかという問いに対して、今のところ予定はありません。それから、知事は説明しに行ってもよいと言っていますということをおっしゃってございました。知事の記者会見の席でも、知事はこちらに来て説明する用意があるということをおっしゃってました。

これらのことを踏まえて、1、正常な民主主義のプロセスを踏むこと。

2、町長は町長の、知事は知事の役割を果たすという意味で意見書に賛成いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかにありませんか。

川鱈議員。

○3番（川鱈実希子君） 反対の立場から意見を申します。

まず、山下知事が当選したということは、一つには、維新だったからというのが大きいと思います。維新というのは、日本におけるトランプ現象のようなものではないかと私は思っています。これまでの既得権益層に不満を持つ人たちが、そういう既得権益をぶっ壊すという維新の方針に拍手喝采して投票した方が多いと思います。

知事選挙でありますから、個別の田園都市構想とかに対する賛否ではないわけです。確かにそういう意味では、この田園都市構想に対してまで、全て知事が見直しを掲げたことに対

して、丸投げしたわけではないという言い方は成り立つと思います。

けれども、知事はやはり選挙というものの洗礼をくぐってきた方で、これからはハードの事業ではなく、ハードからソフトに転換して行って、子育てとか、教育の無償化とか、そういったことに限られた財源を振り向けたいといったことに対しても、一定程度の賛同は得られたと私は考えています。

この意見書なんですが、全員協議会の中では、県立大学を設置してほしいということを前面に出す意見書はやめたらどうかというような意見が議員の中では多数派でした。それを基にもう一度作り直すということで出てきたのがこの意見書です。

しかし、残念ながら、順番が変わって、町民に直接説明を求めますというのが、当初の案では3項目めだったものを1項目めに持ってきたということは評価できるんですが、相変わらず、2項で挙げられている第2条取組事項というものの中身は、県立大学を核としたスタートアップビレッジということがうたわれています。また、覚書にある2. 協議事項の中身は、教育施設の整備に関することというのがうたわれています。

これにさらに、今日最初に見た意見書の中にはなかった部分が、今配られた意見書の中には追加されていまして、これが「記」と書かれたところの上、5行目から、「加えてこれまで積み上げてきた奈良県と三宅町を含む磯城郡3町との議論（三宅町においては県立工科大学の設置について）も大切にしてくださるようお願いします」ということです。

意見書のメインは、町民に対する知事による説明会をできるだけ速やかに開いてほしいということだったんですが、どちらかというと、軸足が県立大学の設置というものに重点を置いたままである意見書なので、私としては反対いたします。

○議長（辰巳光則君） ほかありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 暫時休憩いたします。

（午前10時 分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時 分）

○議長（辰巳光則君） 討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

追加日程第2、三宅町民に対して説明を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和5年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、ご提案申しあげました各議案について慎重審議いただき、いずれもご可決賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、大和平野中央田園都市構想に伴う奈良県立工科大学の建設については、皆様ご存じのとおり、奈良県として事業全体を見直されることとなりました。議員の皆様と同様、私もこの事業に対する期待は大きく、協力してまいりましたが、大変残念な結果となりました。

知事は、今後、費用対効果や既存の大学などとの役割分担の観点から、新たな方策を調査検討していくとされています。本町といたしましても、見直しに当たっては、町民の大きな期待や土地をご提供してくださった方々の思いを大切に、今後より町民と県民のためになる事業転換をご検討いただくよう対話を進め、新たな土地利用の方向性を示していただきたく考えることから、県との協議をさらに進めてまいる所存でございます。これからも議員各位のご尽力とご協力をお願い申し上げます。

最後に、ここ数日、梅雨の中休みで青空も広がってきておりますが、これから徐々に蒸し暑くなる季節を迎えます。議員皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年6月第2回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　以上で、令和5年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。
ご苦労しました。

（午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員